

令和 6 年玉村町議会第 4 回定例会会議録第 1 号

令和 6 年 1 2 月 2 日（月曜日）

議事日程 第 1 号

令和 6 年 1 2 月 2 日（月曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）)
- 日程第 7 議案第 6 0 号 玉村町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定
について
- 日程第 8 議案第 6 1 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 9 議案第 6 2 号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 6 3 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 6 4 号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に
について
- 日程第 1 2 議案第 6 5 号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 6 6 号 玉村町老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 6 7 号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 6 8 号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 6 9 号 令和 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 0 号 令和 6 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 1 号 令和 6 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 2 号 令和 6 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 7 3 号 令和 6 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 7 4 号 令和 6 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 7 5 号 工事請負変更契約の締結について（中学校体育館等空調設備設置工事）
- 日程第 2 3 議案第 7 6 号 指定管理者の指定について（玉村町老人福祉センター）

日程第 2 4 議案第 7 7 号 指定管理者の指定について（玉村町障害者福祉センターのばら）

日程第 2 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２人）

1 番	羽 鳥 光 博 君	2 番	堀 越 真由子 君
3 番	松 本 幸 喜 君	4 番	笠 原 則 孝 君
5 番	小 林 一 幸 君	6 番	月 田 均 君
7 番	備前島 久仁子 君	8 番	三 友 美恵子 君
9 番	高 橋 茂 樹 君	10 番	浅 見 武 志 君
12 番	新 井 賢 次 君	13 番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理恵子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会計管理者 兼 会計課長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和6年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私ともにご多用のところ、今定例会にご参集いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会には条例の一部改正や令和6年度の一般会計並びに特別会計等の補正予算、指定管理者の指定など重要な議案が後ほど町長から提案されます。議員各位におかれましては、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な審議結果が得られることを願うものであります。

また、今定例会には11名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

師走となり、寒さも日を迫うことに増し、インフルエンザ等の感染症が流行する季節であります、議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果及び財政援助団体等監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査、検査の結果につきましては、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、8番三友美恵子議員、9番高橋茂樹議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月25日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 浅見武志君登壇〕

◇議会運営委員長（浅見武志君） おはようございます。令和6年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月25日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成しましたので、ご報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月11日までの10日間といたします。

今定例会には陳情3件、町長から提案される議案として、承認に関する議案が1件並びに条例の制定や一部改正と補正予算に関する議案が18件で、計19議案を予定しております。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各常任委員長より閉会中における所管事務調査報告があります。

続いて、陳情の付託を行います。

次に、認定第7号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第60号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第61号から議案第64号までの人事院勧告に関する4議案について、一括提案説明の後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第65号から議案第68号までの条例改正に関する4議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第69号から議案第74号までの補正予算に関する6議案について、一括提案説明の後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、事件関係の議案として議案第75号から議案第77号の3議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

最後に、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程4日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程５日目は、午前９時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程６日目、７日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程８日目、９日目は、事務整理のため休会といたします。

日程１０日目は、最終日となります。午前１１時より議会運営委員会を開催し、午後１時３０分より全員協議会を開催します。

その後、本会議を午後２時３０分に開議し、委員長に付託された陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長から開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和６年玉村町議会第４回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から１２月１１日までの１０日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から１２月１１日までの１０日間とすることに決定いたしました。



○日程第４ 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第４、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

小林一幸総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 小林一幸君登壇〕

◇総務経済常任委員長（小林一幸君） おはようございます。総務経済常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

日時、令和６年１１月７日木曜日、午前９時から午前１１時半。

場所、全員協議会室及び公益財団法人玉村町農業公社。

本委員会は１１月７日、委員全員参加の下、所管する経済産業課の当面の課題について調査しましたので、ご報告いたします。

調査項目、玉村町の農業について（経済産業課）。

目的、後継者不足や農地の利活用等で課題のある玉村町の農業について調査することを目的とした

します。

概要です。まず、始まる前に施設視察ということで、所管事務調査に先立ち、公益財団法人玉村町農業公社を視察いたしました。視察時にはデマンドタクシーたまGOを利用し、現地に向かわせていただきました。

玉村町農業公社の現状です。玉村町農業公社は、農地利用集積円滑化事業（令和2年度から群馬県農業公社が実施している「農地中間管理事業」へ順次移行）や群馬県農業公社（農地バンク）と連携を密にして、農地中間管理事業の窓口業務を中心に農地中間管理事業による農地利用集積に寄与し、年度末の合計面積は445.7ヘクタールの実績を上げている。

農業機械銀行事業では、農業者のコスト削減の取組として、作業受託や農業機械の貸出しを行っている。

ふれあい農園管理運営事業では、町から管理運営業務を受託し、契約事務等を行っている。また、平成22年度から実施しているWCS事業（ホールクロップサイレージ）では、52.8ヘクタールの作付・刈取りを行い、4,034個のロールを販売したというでございます。

玉村町の農業について。玉村町農業公社の現地視察後、全員協議会室に戻り、経済産業課から資料に基づき説明を受けました。玉村町のまず農業についてです。玉村町の面積は2,578ヘクタールで、そのうち農地は823ヘクタール、町の面積の約31%、担い手（認定農業者、認定新規就農者等）への集積率は73.2%となっています。

玉村町の水田について。水田は、主に水稻と麦類が栽培されており、水稻については、主食用米のほかにWCS用の稲、それから米粉用米、飼料用米が生産されています。同じ水田で時期をずらして水稻と麦類を栽培する二毛作を行っており、春から秋にかけて水稻が、秋から春にかけては麦類が栽培されています。水稻では、「コシヒカリ」「あさひの夢」などの品種が栽培され、麦は小麦（うどん・パン・パスタの原材料）・二条大麦（ビール用品種）・六条大麦（麦茶用の品種）が作られています。

玉村町の畑についてです。畑では、麦類が作られている畑もありますけれども、主に野菜が作られています。施設野菜ではナス・キュウリ・トマト・シュンギク等が栽培され、露地野菜でナス・ブロッコリーなどが作られています。

玉村町の畜産について。畜産は牛（牛乳と牛肉）と豚の生産が行われており、牛が5戸、豚が1戸となっております。

経済産業課から示されました令和6年度玉村町農業再生協議会水田収益力強化ビジョンについて。ここについては項目のみ申し上げたいと思います。地域作物作付の現状、地域が抱える課題、高収益作物の導入や転換作物等の付加価値向上などによる収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標、畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標、作物ごとの取組方針等ということで、主食用米等、項目に応じて方針が決められています。

最後、考察です。今回、玉村町の農業の現状と今後について調査を行い、実際に農業の振興に寄与している「玉村町農業公社」での現地視察も行いました。経済産業課からは、玉村町の農業の現状や運営の課題及び今後について説明を受けました。委員からは、地産地消のブランド化の推進、若い農業者を育てていく体制整備、経営体質を変えていくことで経営意識を変えていくことなどの意見がありました。当委員会としましては、ロボットやＡＩなどの先端技術を活用するスマート農業や地産地消、ブランド化の推進を行っていくために、若い農業者の育成や新規農業者を増やしていくということを町として取り組んでいくことを期待するということで望んでおります。

以上、所管事務調査とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

羽鳥光博民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇民生文教常任委員長（羽鳥光博君） それでは、民生文教常任委員会の所管事務調査報告を申し上げます。

会議規則第７７条の規定により報告いたします。

令和６年１０月４日、午前１０時から１１時４０分、視察地は山形県の天童市でございます。

調査事項、食育・地産地消の推進について。

出席委員、民生文教常任委員会の委員５名でございます。事務局職員が同行しております。

対応者は市議会議長さん、それから天童市の事務局の職員の方、それから関係部局の課長補佐、係長の皆様でございます。

調査経過につきまして、天童市でございますけれども、天童市は山形県内の山形盆地に属する平野部と東のほうが奥羽山脈に含まれる山岳地帯に位置しておるところでございます、山形空港まで車で１０分という交通の便に恵まれた位置でございます。

２番の市の概要でございます。天童市の人口は６万４０１人、玉村町は３万５，６３７人、面積は１１３．０２平方キロメートル、玉村町が２５．７８平方キロメートルということで、５倍弱の面積を有してございます。財政状況は、天童市の一般会計が３００億円、玉村町の予算規模といたしまして１２４億円ということで、特別会計を含めた合計額が天童市４８５億円、玉村町が２１９億円というふうな財政規模でございます。

天童市の食育・地産地消に向けた課題ということで、高齢化率が３割ちょっと、世帯数が２万３，０００世帯、核家族、単独世帯が増加しておるということと、３世代世帯が減少しているというところで課題が出てまいりまして、食育、地産地消に関心ある人が増加してきているとか、それから生活習慣病のことについての食生活への取組に関心が向いていることとか、それからＳＤＧｓに向けた消費行動、食品ロス等の削減についても課題になってきているとか、それからデジタル化を踏まえ

たデジタル技術の活用、あと郷土料理や行事食の継承と食農体験の継続・発展についての課題、それから農業に関しましては、6次産業化を促進しなければいけないといったことに対する課題。これらの課題に対して天童市の取組はどうするかということで、天童市食育・地産地消推進計画が策定されました。この計画は、令和4年度から令和8年度までの計画の期間で、市民一人一人が食への理解を深め、健康で心豊かに生活できる持続可能社会を実現するためにどういうふうに天童市が取り組んでいくかということで、天童市といたしまして、食育、地産地消を関係機関が連携して推進し、市民一人一人が食への理解を深め健康で心豊かに生活できる持続可能社会の実現を目指しますといった基本理念を掲げて取り組んでおります。

実際の取組でございますけれども、1つは、ラ・フランスのPR推進、日本一の生産量を誇るラ・フランスの認知拡大とブランド力の向上を目指すため、令和5年度よりラ・フランスPR事業を実施してございます。取組事例といたしますと、道の駅にPR看板を置いて、ラ・フランスをPRをするとか、学校生活の応援、日本一の生産量を誇るラ・フランスのおいしさをPRするために、天童市内の全小中学校の新1年生にラ・フランスを使用したゼリーの提供を行うこと等を行ってまいりました。

次に、市民への意識啓発と生産者との連携、協力についてでございますけれども、農業まつりとか、天童市産の新米とか果物、畜産物などを特別価格で販売するとか、交流都市で農産物等の販売を行うとかの取組がございます。それから、お米や緑のプレゼント、ビンゴラリー、的当て等をイベント等で開催してございます。それから、天童市のフルーツガイドといったようなPRの広報物も作成してございます。

学校給食への取組は特色がございましたので、ご報告させていただきます。山形県からの補助金を活用して、県産野菜・県産加工品・米粉製品等を学校給食に導入してございます。天童市産の野菜につきましては、JA天童営農販売部にて研究会が設けられまして、季節物の地場産野菜の供給を受けておりまして、令和5年度につきましては大根、白菜、ネギ、ハウレンソウ、赤根ハウレンソウ、小松菜、大カブ等の7品目、1万324キログラムが提供実績が上がっております。

それで、令和6年度より山形県の事業に上乘せして、天童市産のブランド米を給食で提供開始しておりまして、天童市産ブランド米の消費推進に寄与するため、天童市産の「つや姫」、「雪若丸」の2種類のブランド米を生徒や児童に提供して、そのおいしさや地産地消について理解を深めてもらうことを目的に、通常給食で提供している天童市産の「はえぬき」との差額を市の農林課と天童市農協において補助して事業を推進してございます。令和5年度に本格デビューした大粒のさくらんぼ「やまがた紅王」を子供たちに味わってもらうために、全小中学校の給食で提供しております。

そのほか、地域の取組ということで、地域コミュニティの活性化ということで、体験会の開催もでございます。こういったことで、天童市は地産地消の計画を進め、それを学校給食にも持ち込みながら、計画を推進しておるところでございまして、当日の委員の質疑の中で、果樹栽培が盛んな理由はどういうふうなことかというような問いに対しまして、天童市の回答は、非常に環境に恵まれて、山

に囲まれた盆地であるので、昼夜の寒暖差があつて果実の実りに適した気候条件に恵まれていると。もう一つは農業後継者問題です。全国的な問題なのですけれども、どんなものがあるかというような問いに対しましては、天童市側では、中山間地では農業従事者は75歳以上の後期高齢者であると。平地でも従事年齢が上がってきている。担い手不足解消のため、市は農業で独立してもらうために、農業従事者に農地をあっせんすることに力を入れるほか、農業の6次産業化を図るため、農業法人に団体補助金を支給している等がございます。

最後に、考察でございます。今回、食育・地産地消の推進について、山形県天童市へ視察研修を行った。天童市では、食育に力を入れ、天童市産の野菜、天童市産ブランド米「つや姫」と「雪若丸」、令和5年度に本格デビューした大粒のサクランボ「やまがた紅王」を全中学校の学校給食で提供をしており、地産地消では地元で取れる日本一の生産量を誇るラ・フランスを筆頭に、地元農業生産物を開拓し、商品化してPRに力を入れて6次産業化となる取組も生まれている。

こうした食育・地産地消の先進地である天童市の状況から見ると、玉村町においては、道の駅玉村宿で、ナスやキュウリ等の地元産の農産物の販売が見られるが、地産地消推進を掲げて、農業振興等に取り組むには専門的な農業従事者の数や生産量が足りない。

今回、学校給食に範囲を広げて、小中学校の食育も進める天童市の試みは規模の大きな取組であり、玉村町がすぐにまねできるものではないが、食育という面から農業・商業・教育にまたがる地元産の特産品を改めて捉え直して、地域コミュニティの活性化につなげる取組は、玉村町の食育・地産地消に考える上で大いに参考に資するものであった。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもって、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

令和6年12月2日

玉村町議会第4回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
3	6. 10. 28	教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情書	前橋市大手町3-1-10 教育会館内 群馬県教職員組合県央支部 支部長 石井 崇	民 生 文 教 常任委員会
4	6. 10. 28	義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書採択の陳情書	前橋市大手町3-1-10 教育会館内 群馬県教職員組合県央支部 支部長 石井 崇	民 生 文 教 常任委員会
5	6. 11. 8	ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情書	前橋市本町3-9-10 群馬県労働センター3階 群馬県医療労働組合連合会 中央執行委員長 出浦 匠人	民 生 文 教 常任委員会



○日程第6 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度 玉村町一般会計補正予算（第6号））

◇議長（石内國雄君） 日程第6、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和6年玉村町議会第4回定例会の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

師走に入り、朝晩の寒さが日増しに厳しくなってきました。

さて、去る10月11日に2024年のノーベル平和賞が、日本被団協に送られることが決定しました。ノーベル賞委員会は、選定理由について、被爆者の立場から、世界に核兵器廃絶を訴えてきた活動を高く評価しました。受賞式は来週12月10日にノルウェー、オスロで行われる予定です。ロシアによるウクライナ侵攻などにより、核兵器使用の危機が高まる中で、今回の受賞が厳しい世界情勢の流れを変える契機となり、核兵器廃絶を求める国際的な機運が高まるとともに、核兵器のない世界に向けた国際社会実現の後押しとなることを期待しています。

来年は、終戦から80年を迎えます。平和の中こそ日々の暮らしの幸せがあると強く感じており、唯一の戦争被爆国として、恒久的な平和の実現について向き合うべきと感じております。

さて、本定例会は、本日より開会し、１２月１１日までの１０日間、条例の制定などを含む１９議案につきまして提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、一般質問では１１人の議員から、町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意、論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。承認第７号 令和６年度玉村町一般会計補正予算(第６号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和６年１０月９日付で専決処分したもので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に１，４７８万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１３０億４，２４０万７，０００円とするものでございます。

補正内容でございますが、令和６年１０月９日に衆議院が解散したことに伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を追加したものでございます。衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につきましては、１０月１５日に公示、１０月２７日に執行されました。

なお、歳入につきましては、県委託金として、衆議院議員選挙費委託金を計上しております。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

○日程第 7 議案第 60 号 玉村町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

◇議長（石内國雄君） 日程第 7、議案第 60 号 玉村町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 60 号 玉村町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

現在、玉村町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者につきましては、玉村町水道事業給水条例の第 7 章にその資格基準等を定めております。これは、平成 24 年度に当時の法令改正に伴い改正を行ったものですが、同時期の群馬県内の多くの自治体は給水条例の改正ではなく、新規条例を制定することによる対応をして、現在に至っております。制定状況の違いが事業運営上影響することはございませんが、令和 6 年 3 月公布の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令における水道法施行令の一部改正により、水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に対する資格基準の変更があり、町でも変更後の資格基準を採用するに当たり、所要の改正が必要となったことから、この改正に合わせて、水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者については新たに条例を制定し、重複する該当内容を給水条例から削除するものでございます。

国の資格基準緩和に合わせた町の主な変更点としましては、技術上の実務に従事した経験期間の大幅な短縮や技術士及び土木施工管理技士に対する国家資格所有者の要件の追加が挙げられます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

2 番堀越真由子議員。

〔2 番 堀越真由子君発言〕

◇2 番（堀越真由子君） 今回の条例改正によって、資格基準の緩和が行われるとありました。見てみると、10 年が 5 年になったりとか、7 年が 3 年 6 か月以上というふうになったりしています。水道現場でのトラブルが起きた場合に、適切な判断ができない場合が想定されないかどうか、従事していた期間が短くなることによって、不都合が生じないかどうかというところを町はどのように考えていらっしゃいますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 期間が短くなることによって、資格基準の緩和にかかわらず、技術力が低下するのではないかということについてのご質問にお答えします。

現在、町でこの監督者の資格を取得している者が4名、または水道技術管理者が6名、それぞれございます。そういったものが経験に沿って取得した内容ではございますが、技術者不足ということで、やはり長期間町の上下水道課へ勤務するという体制等、そぐわない部分があつて、今回期間が半分になったというところです。そのことによって、技術力が低下するのではないか、危険性が伴うのではないかということではございますが、当然そういった経験を積んだ者がこれからも従事することになりますので、半分になったといつても技術力が低下するというふうには考えておりません。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 8 議案第 6 1 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○日程第 9 議案第 6 2 号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

○日程第 1 0 議案第 6 3 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について

○日程第 1 1 議案第 6 4 号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 8、議案第 6 1 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第 1 1、議案第 6 4 号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費

用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第61号から日程第11、議案第64号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第61号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議案第62号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正、議案第63号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第64号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正までの4議案について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第61号及び議案第62号につきましては、令和6年度の人事院勧告が職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、合計で0.1月分を引き上げるものであったことを踏まえ、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきましても、勧告の趣旨を尊重し、職員と同様に0.1月分の支給月数の引上げを行うものでございます。

次に、議案第63号及び議案第64号につきましては、令和6年度の人事院勧告に伴い、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、給料表を改定するものでございます。期末勤勉手当につきましては、公務員の支給月数が民間の支給月数を下回っていたため、それに見合う期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げるものでございます。給料表の改定につきましては、民間給与との格差を解消するため、若年層に特に重点を置いた給料月額の上上げとなっております。玉村町におきましても、これらの人事院勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第8、議案第61号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 6 2 号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を提案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0、議案 6 3 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第６４号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○日程第１２ 議案第６５号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第１２、議案第６５号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第６５号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険特別会計の健全な運営のため、令和7年度から国民健康保険税の賦課割合について改正を行うものでございます。

改正の概要を申し上げますと、医療分については、資産割を廃止し、所得割の税率を現行より0.8%増の7%、均等割額については6,900円増額の2万9,500円、平等割額を600円増額の2万3,000円に設定するものでございます。

次に、後期分については、所得割の税率を据え置き、均等割額を2,500円増額の1万1,500円、平等割額を1,000円増額の9,000円に設定するものでございます。

最後に、介護分については、所得割の税率と平等割額を据え置き、均等割額を1,000円増額の1万円に設定するものでございます。

以上が主な内容で、その他条例の関連箇所について改正を行い、規定の整備を図るものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 3 回ほどさせていただきます。1 つは、4 方式の課税方式から今回 3 方式に変えて、来年 4 月 1 日から施行されるというふうなことですけれども、全協でも説明が一部ありましたけれども、なぜ改正をしなければいけないのか、かいつまんで簡潔明瞭にお答え願います。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） 羽鳥議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険制度の運営につきましては、平成 27 年 5 月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されまして、平成 30 年度から県と市町村が国保を運営することとなっております。群馬県におきましては、国保の運営方針に基づきまして、段階的に統一を進めていく中で、まず第 1 段階といたしまして、令和 6 年度、今年度から国保の事業費納付金のほうが統一されております。第 2 段階といたしまして、令和 9 年度から県内の全市町村が課税方式を 3 方式、所得割、均等割、平等割の 3 方式に統一する形となっております。最終的には、保険税率と課税方式を県内統一することで、県内であればどこにいても同じ所得、同じ家族構成であれば、税額が同じになるようになります。被保険者間の公平性を確保することができるようになります。群馬県では、令和 15 年度を統一の目標年度としております。このような状況から、今回資産割を廃止いたしまして、また被保険者数もちょっと減少しておりまして、財政的に近年不足していることもありますので、税率の改正をすることとなりました。

以上になります。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） ということでありまして、玉村町の現行の国保税は県下でこういった位置づけにあるわけでしょうか。玉村町は高いほうであるとか、真ん中であるとか、低いほうであるとか、同じ所得であったけれども、何か高崎市に行ったら、国保税が上がったとか、隣の伊勢崎市に行ったら、いや、実は下がったとかというようなことで、現行の保険税と町民の負担はどういうふうなことになると思いますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 羽鳥議員のご質問にお答えいたします。

税率につきまして、国民健康保険税、制度的に全体というわけにはいきませんので、医療分、後期支援分、介護分それぞれ県下でどんな順位にあるかということをご報告申し上げます。高い順ということで、医療分につきまして、現行におきましては、所得割が県下で19位、改正後は7位となります。上から7番目。医療分の資産割については廃止ということで、現行については県下で4つしか資産割を適用しているところありませんので、そのときには3位ということでした。均等割につきましては、現行が16位、改正後は3位ということです。平等割につきましては、現行では12位、改正後10位ということになります。後期支援分につきましては、据置きということです。所得割について、上位から2位ということになっております。後期支援金分の均等割については、上位16位、均等割については3位、後期支援金分については、平等割について11位、改正後については6位。介護分につきまして、所得割については据置きということで、上位から2番目、2位。均等割につきましては17番目、改正後につきましては14番目、平等割につきましては据置きで、上位から4番目となります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 丁寧なご回答ありがとうございます。トータル的には上がるのではないかというふうに感じられますけれども、令和6年度にこの条例が可決されて、来年4月1日に施行された場合に、住民は改正後の国民健康保険税の支払いにつきまして上がるというふうな、同じ所得であれば、所得割は前年度所得における課税ですから、ほかにもいろいろ今説明を受けましたけれども、上がるか下がるか、どういうふうな印象を受けることになると思いますか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 羽鳥議員のご質問にお答えいたします。

羽鳥議員のおっしゃるとおり、今回の税率改正におきましては、資産割を廃止するということで、資産割を適用されていなかった被保険者、納税義務者の方については全て税額が上がります。今回の税率を算出するに当たりまして、今年度の本算定の世帯数、被保険者数、あと所得額を基に試算したわけなのですが、こちらで算出した中では全体で約5,300万円の増額になります。それで、資産割がない方、当然この税額を賄うためにこの5,300万円という増額の税率になっているわけで、当然資産割がなくなったということで、その分増額になるということになっております。中には、資産割が適用になっていた納税義務者については、一部ですけれども、この資産の状況では減額になる方もいらっしゃいます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 税額が上がるということで、低所得者層への負担増になると思います。特に中低所得の世帯にとっては、税負担が増加し、もしかすると払えない世帯が増えてしまう可能性もあります。今の収納率と、また税負担の増加によって、健康保険税の支払いが困難になる世帯が増える場合、必要な医療サービスを受けることが難しくなるということも考えられます。その辺について、町はどのようにお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 堀越議員のご質問にお答えいたします。

税率が上がった場合の低所得者への配慮ということに受け取れるのですが、こちらについては、国民健康保険税を算出するに当たり、一定の所得に応じて、軽減措置というのが取られております。その軽減措置については、7割軽減、5割軽減、2割軽減ということになっております。こちらの制度を活用して減額になったものを納めていただくというような形として考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 健康保険税を払えない世帯が出てくると思うのですが、そうするとちょっと医療にかかることができないと。健康状態が悪化するというようなリスクも出てくると考えられるのですが、今現時点で健康保険を支払っていない世帯とこれから払えない世帯が増えるであろうかどうかという見解を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 堀越議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのようなご質問で、健康保険税がどうしても払えない納税義務者に対してどうするのというご質問だと思うのですが、こちらについては所得が全く皆無な方についても、どうしても制度的に税金が賦課されてしまうという状況なのですが、こちらについてはよく納税者のご相談の上、どうしても払えないという場合については、税法上執行停止という処分等いろいろありますので、そちらのほうを制度的に活用しまして、納税猶予の制度、換価の猶予の制度等を活用しながら徴収に向けていきたいと思います。最後については棚上げという処理もありますので、その辺はよく納税者の状況を勘案しながら徴収に努めていきたいと考えております。

また、医療をかかされるかかかれないかといいますと、かかれないということはありませんので、よく早めに町のほうにご相談に来ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 66 号 玉村町老人福祉センター条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 13、議案第 66 号 玉村町老人福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第66号 玉村町老人福祉センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、昭和63年3月の開所以来、約37年間、高齢者福祉に特化した施設として、介護保険サービス事業における通所介護サービスの提供を図り、自立支援や介護予防を行ってきた老人福祉センターについて、昨今の介護施設を取り巻く現状を考慮し、今後は町が取り組むべき課題である高齢者の生きがいくくり、介護予防事業と多世代交流、地域交流事業の拠点として、老人福祉センターを位置づけていくこととしたため、それに合わせるべく条例の一部改正を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） この中で、通所介護サービスを廃止というようにお話がありました。在宅の寝たきり老人及び虚弱老人の自立的生活を助長し、その介護に係る負担の軽減を図るという部分を削除するとありますが、ほかの事業でここを賄うようなものはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

このデイサービス事業を老人センターで行うことをやめるということに関しては、老人センターが開設した当初、まだ介護保険制度が始まる前になるのかなと思うのですが、そのときにはそのようなデイサービス事業を行う民間事業者等もありませんでしたので、町がそこは先頭を切ってやっということでしたけれども、介護保険制度が始まってからもう20年以上たちますが、多くの民間事業者が参入してきております。町内を見ても、デイサービス事業を行っている施設が複数ありますので、町としてはここでもう役目は終わったということで、次のまた新たに近年出てきた課題について、デイサービス事業のほうは民間に任せて、新しい課題について取り組んでいこうということになりましたので、その辺のところは民間事業者のほうで担っていただくというような形になります。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。今お話を伺って、デイサービスのほうに移行ということなのですが、国からの補助金の制度がちょっと変わって、あまりお金が出なくなったと

というような話もあります。今この老人福祉センターに通っていた方は、皆さん受入先というか、通いたい方はデイサービスに通えるというような認識でよろしいでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 今現在、老人福祉センターのデイサービス事業を利用している利用者さんについては、ひだまりデイサービスというのですけれども、ひだまりデイサービスのほうと、またそれぞれ利用者さんの担当のケアマネジャーのほうで調整を図ることになると思います。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 14 議案第 67 号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 14、議案第 67 号 玉村町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 67 号 玉村町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、健康保険証の廃止に伴い、国民健康保険法に規定されていた保険証の返還に応じない場合の罰則を定める条文が削除されたことから、本条例に規定している保険証の返還に応じ

ない場合の罰則部分について削除するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案理由は終了しました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第１５ 議案第６８号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第１５、議案第６８号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第６８号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在進めております玉村町消防団再編実施計画に基づく消防団再編の進捗に伴い、条例第３条で規定する詰所の名称及び位置について改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、令和８年４月１日付で、第３条の表中から現行の第２分団詰所及び第８分団詰所の項を削除し、第３条の表中に玉村分団詰所の項を追加するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。１０時１５分に再開いたします。

午前１０時２分休憩

午前１０時１５分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇

○日程第１６ 議案第６９号 令和６年度玉村町一般会計補正予算（第７号）

○日程第１７ 議案第７０号 令和６年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○日程第１８ 議案第７１号 令和６年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○日程第１９ 議案第７２号 令和６年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○日程第２０ 議案第７３号 令和６年度玉村町水道事業会計補正予算（第２号）

○日程第２１ 議案第７４号 令和６年度玉村町下水道事業会計補正予算（第１号）

◇議長（石内國雄君） 日程第１６、議案第６９号 令和６年度玉村町一般会計補正予算（第７号）から日程第２１、議案第７４号 令和６年度玉村町下水道事業会計補正予算（第１号）までの６議案

を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第１６、議案第６９号から日程第２１、議案第７４号までの６議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第６９号 令和６年度玉村町一般会計補正予算（第７号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に２億３，１９２万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１３２億７，４３３万５，０００円とするものでございます。

まず、歳出の補正内容でございますが、全体といたしまして、人事院勧告に伴う職員の給料改定及び期末勤勉手当の引上げや会計年度任用職員の給料、報酬改定及び期末勤勉手当の引上げ、議員特別職の期末手当の引上げのほか、不足が見込まれる超過勤務手当の増額、職員の人事異動や会計年度任用職員の任用に伴う調整等により４，３７２万５，０００円を追加いたしました。

また、国、県補助金の前年度精算に伴う返還金や電気料の不足見込分につきましても、それぞれの事業において計上しております。

次に、目的別の主な補正内容でございますが、総務費では、通学路安全点検における指摘箇所等の安全対策や翌年度の高齢者等タクシー使用料補助金の準備経費、玉村町魅力発信機構におけるオリジナル商品の作成費用及び住民情報系システムの標準化に伴うゲートウェイの導入費用等を計上しております。

次に、民生費では、福祉医療費や各種自立支援給付費、児童発達支援事業において、利用者の増加に伴う不足見込額を計上するほか、寄附を活用した南児童館クラブ室のエアコン更新、国の補助基準単価の見直しや実績見込みによる民間の放課後児童クラブへの補助金の増額等を計上しております。

次に、衛生費では、ごみ減量化推進事業において、食品ロス削減を推進するため、協力店向けの啓発用品を作成するほか、予防接種健康被害救済給付金の追加、検診者の増加に伴う歯周病検診委託料の増額等となっております。

次に、農林水産業費では、工事内容の精査及び変更に伴う小規模農村整備事業の増額のほか、町単独農業用水利施設管理事業における箱石地区の水口改修費用等を計上しております。

次に、土木費では、夏場の豪雨被害により、現在仮復旧の状態にある角淵地区の水路について、水路復旧に向けた測量設計を行うほか、上之手地内及び樋越地内の排水路補修や支障を来している樹木の剪定等を行うものでございます。

次に、消防費では、常備消防委託事業において、消防職員の前年度退職者の増加により、負担金が増加したほか、上福島地内の消火栓設置に伴う配水管布設替工事について、水道事業会計への負担金を計上するものでございます。

次に、教育費では、令和7年度から使用する小学校国語及び中学校の教師用教科書、指導書について、議会の議決を要する財産の取得に当たるため、今年度に予算化して購入手続を進めるほか、小中学校における老朽化した施設の修繕や寄附を活用して、玉村幼稚園の防犯カメラの増設等を行うものでございます。

また、現在補修工事を進めている嚮義堂につきまして、工事の過程で屋根裏部分のはね木と隅木の破損が確認されたため、これらの補強、交換に必要な経費を追加するほか、海洋センターにつきましては故障したトイレ手洗い器の修繕費を追加するものでございます。

以上が歳出の主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、事業実施に伴う国、県支出金や基金繰入金をはじめ、地方交付税、物品売払収入、寄附金、繰入金、諸収入及び前年度繰越金を計上しております。

また、債務負担行為の補正でございますが、交通弱者対策事業につきまして、タクシー補助券の交付に当たり、利用者が年度当初から利用できるよう準備を進めるものでございます。

なお、地方債の補正につきましては、9月議会の補正予算において、歳入で臨時財政対策債を増額しましたが、第3表の地方債の補正に記載が漏れていたため、今回の補正予算に提出するものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容です。

次に、議案第70号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に114万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億2,651万6,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳出では、レセプト整理員及び点検員報酬や郵便料金増額に伴う各種郵便料の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付額決定に伴う国返還金を114万4,000円増額するものでございます。

次に、歳入では、一般会計より繰入金を119万9,000円増額し、繰越金を5万5,000円減額するものでございます。

次に、議案第71号 令和6年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億8,559万1,000円とするものでございます。

補正内容ですが、まず歳出では、人間ドックの利用者が多いことから、検査費用助成金を48万円

増額するものでございます。

次に、歳入では、人間ドック検査費用助成金に対する一般会計からの繰入金を8万円、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック助成金を40万円増額するものでございます。

次に、議案第72号 令和6年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に66万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,859万4,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、総務費及び地域支援事業費が増額になることに伴う国、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を増額するもの及び地域支援事業費のうち、包括的支援・任意事業費が減額になることに伴う国、県支出金、一般会計繰入金及び介護保険料を減額するものでございます。

次に、歳出では、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費用及び人事院勧告に伴う給料等の増額分を総務費及び地域支援事業費に計上するほか、人事異動に伴う給料等の調整として、地域支援事業費のうち、包括的支援・任意事業費の減額を行うものでございます。

次に、議案第73号 令和6年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、業務の予定量につきまして、主要な建設改良事業として定めた配水管布設工事を3億640万円に改めるものでございます。

次に、収益的収入につきまして、予定額を739万6,000円増額し、総額を5億7,268万7,000円と定めるもので、内容は水道料金基本料金減免事業に伴う給水収益の減額及び同事業での収入不足分に対する補助金の受入れによる増額でございます。

次に、収益的支出につきまして、予定額を508万1,000円増額し、総額を5億3,088万9,000円と定めるもので、内容は人事異動等に伴う職員給与費の調整のほか、修繕費の増額、郵送料金一部値上げによる通信運搬費の増額、水道料金改定に関する通知配布業務による増額でございます。

次に、資本的収入につきまして、予定額を5,140万円増額し、総額を2億3,173万円と定めるもので、内容は追加の配水管布設替え工事に伴う企業債借入金の増額及び同工事に対する国庫補助金による増額でございます。

次に、資本的支出につきまして、予定額を7,072万2,000円増額し、総額を4億3,488万8,000円と定めるもので、内容は人事異動等に伴う職員給与費の調整のほか、配水管布設替え工事の設計委託料の増額及び配水管布設替え工事に伴う工事請負費の増額でございます。

次に、企業債につきまして、借入限度額を1,440万円増額し、1億9,440万円とするものでございます。

最後に、債務負担行為につきましては、今年度から来年度にかけて予定している配水管路耐震化・更新事業のほか、上水道管理システム更新業務及び2系ろ過池制御盤シーケンサ交換工事の3件を追加するものでございます。

次に、議案第74号 令和6年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず、業務の予定量につきまして、主要な建設改良事業として定めた管渠整備工事費を3億5,900万円に改めるものでございます。

次に、収益的収入につきまして、予定額を382万円減額し、総額を8億4,635万円と定めるもので、内容は営業外収益として受け入れる国庫補助金の減額でございます。

次に、収益的支出につきまして、予定額を764万3,000円減額し、総額を8億538万7,000円と定めるもので、内容は人事異動等に伴う職員給与費の調整のほか、今年度予定していた雨天時浸入水対策計画の策定を見送るとともに、ストックマネジメント計画策定業務の事業費が大幅に削減される見込みであるため、委託料を減額するものでございます。

次に、資本的収入につきまして、予定額を4,256万9,000円減額し、総額を5億8,348万2,000円と定めるもので、内容は下水道事業受益者負担金の増額のほか、国庫補助金及び企業債の減額でございます。

次に、資本的支出につきまして、予定額を4,957万1,000円減額し、総額を8億9,063万4,000円と定めるもので、内容は人事異動等に伴う職員給与費の調整のほか、水道切り回し工事等の補償費、設計等委託料及び工事請負費の減額でございます。

次に、企業債につきまして、借入限度額を2,970万円減額し、4億2,170万円とするものでございます。

最後に、債務負担行為につきまして、今年度から来年度にかけて予定している下水道施設管理システム及び受益者負担金管理システムの更新について、553万3,000円を限度額として定めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で6議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第16、議案第69号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第7号）、これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 85ページ、町の重要文化財、嚮義堂について、先ほど少し追加の内容についてご説明がありましたが、もうちょっと具体的に説明をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） ご質問にお答えさせていただきます。

現在瓦の張り替えをメインで嚮義堂の工事が始まっておりますが、古い瓦を剥がしてみたところ、中のはりが、ちょっと説明が難しいのですけれども、このようにくっついているのは、多分大雪のときの影響だろうという工事の方の見立てですけれども、はりが一部、2か所ほど本体から離れているところが瓦を剥がしてみても分かったということでございます。このままでは新しい瓦、それを見逃してつけていくことはできませんので、今回補正を入れさせていただきますして、そこをまず直してから瓦を乗せていくということでございます。こちら嚮義堂の工事の進捗状況も含めまして、6日の民生文教常任委員会では、写真つきでご報告する予定でございました。工事の途中で、中の不具合が見つかった補正でございます。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 先ほどの町長の説明は、基礎の部分の資機材、それが工事途中でそれが傷んでいると、腐食しているという状況が分かったのだという説明がありました。今課長がおっしゃったことは、これ現場説明会がありましたよね。私もそのときに実は見学させていただきました、説明者、設計者、施工者から瓦の件については説明を受けているのです。ですから、私はそれが今回の追加かなと、こういうふうに思っていたのですが、先ほどの説明と違うものだから聞きました。先ほど町長が説明してくれた内容は、もう既に工事が終わっているのですよね。資機材の根太ではないけれども、それを取り替えるという工事は終わっていると。瓦は確かにまだこれからだと。私も先日現地を見てきたのですが、だからちょっとその辺がどういうことで、食い違っていたのかなということで伺いました。いいですか、もうちょっと。要するに今回の追加は、瓦工事に関連する追加ですか。そうすると、既に私が終わっていると判断している床部分の根太の変更、たしか見に行ったときもジャッキアップして上げていたりしたので大変だなと思ったのですけれども、それはもう既に含んでいたと、前回工事にとということでよろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

基礎の部分の木の補修は、当初のもともとの設計金額の中で、何とか追っつけまして、対応中でございます。今回の新たな補正は、基本的にははりの中の急遽見つかったところの金額がメインでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第70号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第71号 令和6年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 歳出の部の5ページです。人間ドック検査費用助成事業ですか、今回は一応

先ほど町長からも話ありましたように、人間ドックのというところでお話あって、これが20名分だということなのですが、今20名増やして、これで年度中は人間ドックが大体受けられるのかという積算でこの金額を組んでいるのか、それとも当初ここまでいて、ここから先もまだ増えるようであればまた増やしていくという予定なのか、その辺の方向性をちょっと教えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） お答えいたします。

この20名につきましては、今月までの受付になりますので、20名分があればこれでちょうど収まるのではないかという形で予算を立てさせていただいております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第72号 令和6年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第73号 令和6年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第74号 令和6年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第２２ 議案第７５号 工事請負変更契約の締結について（中学校体育館等空調設備設置工事）

◇議長（石内國雄君） 日程第２２、議案第７５号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第７５号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和６年６月１２日に議会のご議決をいただきました中学校体育館等空調設備設置工事について、変更契約を行うものでございます。

変更理由といたしましては、工事を実施する中で、エアコン本体についての防球対策は設定されていましたが、体育館内に設置されている冷媒管の配管に対する防球対策がなされていないことに対し、学校側から指摘があり、できる限り配管を体育館の外や壁の内側に設置することで対応することとし、工事を進めました。それにより、南中学校体育館においては配管を体育館に出さずに設置することができましたが、玉村中学校体育館においては、体育館の構造上、冷媒管の配管を体育館の外や壁の内側に設置することができず、当初の設計どおり配管がむき出し配管となりました。設置後、練習試合等で他市町村の体育館のエアコンの配管の様子を見ている教員からも、配管がむき出しになっていることに不安の声が上がっていることや、中学生等が投げたボール等が直接配管にぶつかったときに破損し、破裂することになると大事故にもつながる危険性があることも踏まえ、全ての冷媒管に防球措置のための防球ガードを設置するものでございます。これにより、５４６万７、０００円増額となり、変更後の契約金額は８、７７２万５、０００円とし、令和６年１１月２７日に建設工事変更請負仮契約を締結いたしました。つきましては、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 先ほど町長からお話があったように、これは議案第37号で決まった工事ですね。それで、そのときの説明で、予定価格が当初予算で9,700万円、決定したのが8,225万円ということで、予定価格を下回って価格調整をした結果、大丈夫だということで契約したという話を前回伺いました。今回の追加が546万7,000円ということで、金額的にかなり上がっているという状況で、その理由について今説明をお聞きしましたが、私は当初入札の時点でこれになぜ気がつかなかったのかなと。設計図になかったわけですから、当然なかったのしょうけれども、この気がつかなかったということがちょっとこれからの課題として考えてもらいたいと思います。というのは、例えば新しく物をつくるのではなくて、既設の校舎、学校につけるわけですね、空調設備。そうしたら、当然入札に参加してくれる業者に現地で説明した上で、要するに現場説明っていうのだと思いますけれども、それをしてもらえば、例えばエアコンをここへつけるのですよと、冷媒管がこうなるのですよと。ただ、それにボールが当たったらどうなのですかねぐらいのことを、これたしか8者の業者が入札に参加しているのですから、設計図になくてもそういうことがそこで出てもよかったのかなと。現場説明をしていなかったのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

ご質問のとおり、そのとおりだとは思うのですが、今回の場合につきましては、設計業者のほうに設計していただきました。先ほどの説明にあったとおり、そのときには冷媒管についての防球ガードが設計の中には入っておりませんでした。その状態のまま、現場説明なしに入札を行う形になり、その中で今回業者が決定しました。実際には、決定してからその業者と学校、学校教育課の担当等で、実際に工事についての進め方を検討していった中で、先ほどあったとおり、教員のほうから他市については、防球ガードがついているということと、防球ガードを見た中でも、バスケットボールがぶつかったのか、非常にへこみのある状況の学校もあると。そういった中で、冷媒管がむき出しになるというのは非常に危険だということで、今回このように設計変更という形でお願いしたところでございます。議員さんのおっしゃるとおり、今回のところで業者との説明等ができていれば、今回のようなことはなかったのかなと思いますので、今後に生かしていければというふうには考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） よろしくお願ひします。町として新しい箱物を今後はつくらないというような方針もある中で、既設に関連しての改修工事みたいなものがこれから増えるのだらうと思います。その時点で図面だけではなくて、必ず現地で立ち会っていただいた上で、入札なりそういうことをやっていただければ、今回みたいなことが起こらないのかなと思いますので、ぜひそういう形で考えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 同じところの質問なのですが、私は玉中の今の出来上がったものを見ていないのですが、冷媒配管の周りにグラスウールを巻いて、外側にアルミか何か巻いているという、今は現状そういう状態なのですか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 冷媒管については、学校のもので、アルミを巻いているというか、何が巻かれているか、素材についてはちょっと調べなければ分かりませんが、外にむき出しになっているというのが、家庭ですとプラスチックのようなものなのですが、ぱっと自分で見た形でいくと、プラスチックではなくもう少し硬い、鉄っぽいもの、鉄なのかちょっとそこは確認をさせていただかないと分からないのですが、ただ布みたいなものが巻いてあるという、そういうものではございません。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私はその程度のものだと思っていたので、ではある程度の強度があるものということですね。その外側に強度がないので、540万円かけて、鉄かステンレスか何かのカバーをつけるということになるのですか。長さどのくらいあるのですか、随分値段が高くて私は驚いているのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 実際の長さにつきましては、53メートルぐらいの長さになるかと思いますが。体育館のところの全部の配管という形になりますので、全ての配管につけるとなると、体育館の東側、西側、それと南側という形でステージのない側のところが全て防球ガードというものをつける形になって、全てをトータルすると53メートルから55メートルぐらいの長さになります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 様子は分かったのですが、そうするとその上に金属製のものをつけて、それがぐらぐらしないようにまた補強か何かをつけるということになると思うのですが、南中は直接外へ出していたのですか、冷媒配管を。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

南中学校については、業者のほうで冷媒管を外に出したりだとか、冷媒管自体をちょっと長くしてもらったりしながら、壁の中に埋め込むことができました。ただ、玉村中学校につきましては、後から建った体育館でありまして、壁がコンクリートでできているところが主です。その状況ですと、外に出したりとか、中に入れたりということができないということになりました。そのため、全て設計どおりで外に出た形になって、その外に出た部分については、エアコン本体につけている防球ガードと同様に金属でできている格子状のものというのですか、そういったものをつけていただく形になっております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○日程第 2 3 議案第 7 6 号 指定管理者の指定について（玉村町老人福祉センター）

◇議長（石内國雄君） 日程第 2 3、議案第 7 6 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第76号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町老人福祉センターにおける5年間の指定管理期間が令和7年3月31日をもって終了となるため、引き続き指定管理を行うに当たり、応募者を町のホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委員会において、応募者の経営基盤、提案内容等を十分審査し、その結果、施設の管理運営を適切に行える事業者として、選定をいたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例第7条に基づき、提案させていただくものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は玉村町老人福祉センターで、指定管理者となる団体の住所及び氏名は、高崎市下里見町989番地2、TAMAMURA 笑顔の森未来パートナーズであります。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ご質問させていただきます。

2ページ目なのですが、参考資料のところで、審査結果及び選定理由のところを見させていただいたときに、今回指定になった笑顔の森未来パートナーズともう一件の応募者の点数があまりにもちょっと開きがあるのですけれども、その辺の評価というのがどういうところだったかということと、あと提案の価格が200万円以上違ってきているというところ、これがどういう評価なのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

まず、選定された理由ということなのですが、先ほどおっしゃったように参考資料の一番下の部分を御覧いただければと思います。そちらを御覧いただいたとおりなのですが、審査に当たって、特に選定基準の2番の施設の効用を最大現に発揮させるものであるかと、あと3番の経費の節減が図られるものであるかについて委員からの評価が高く、自主事業が充実していることと、あるいは提案価格についても、他の応募者と比較して、5年間で1億円以上の開きがあるなど、総合点でも最も評価が高かったということで、優先交渉権者として選定されたということであります。特に自

主事業につきましては、今回選定されたTAMAMURA 笑顔の森未来パートナーズは、28事業の提案に対して他者は15事業ということで、内容的にもより充実していたということでもあります。

また、内容につきましては、高齢者のサービスはもちろん、大人から子供まで多世代にわたった各種事業の提案があったということでございます。具体的に申し上げますと、ストレッチや脳トレ、貯筋運動、体幹トレーニング、ヨガ教室などをはじめ、太極拳教室とかフラダンス教室のほか、定期的な幼児向けや低学年向けの体操やダンス教室、運動能力開発スクールのほか、小中学生の学習の場としても、放課後スマイルスタディクラブなどの学習塾兼自習室などの設置の提案もありました。さらには、会費制のスポーツクラブの運営ですとか、囲碁クラブ、将棋クラブ、あるいは料理教室や切り絵教室などの各種交流事業やワークショップ、またイベントの開催など、世代間交流も充実した内容となっております。このほか、物販事業として、飲料水等の販売ですとか、災害時の防災拠点、避難所としての役割などの提案もございました。町としても、今後の運営に大変期待しているところでございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） まず、1つ伺わせてもらいます。今回の応募事業者は1社、もう1社が空白ですけれども、この1社につきましては、前回の指定管理を請け負った事業者選定のときに1社単独であったのが1つと、今回もう1社はどちらの事業者でありましたか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

これまでも競争した場合に、数社あった場合には、優先交渉権者だけの名前を載せさせていただいております。これにつきましては、指定管理に応募したけれども、選定されなかったような話になりますので、応募した業者が選定されなかったことによって今後不利益を生じることがないように配慮させていただいているので、その業者名については伏せさせていただいております。今回も同じように伏せた状況となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 指定管理の場合は、示された指定管理料に対して、結果、運営の効率化とか経費の削減等で黒字が出た場合はそれが事業者にとっての利益となるというふうなことで、応募多数が参入されるというようなメリットもありますけれども、この老人福祉センターは老人福祉法に定め

る福祉の施設でありますから、他社と比べて10も20も多い事業を展開するというふうなことで応募されているのですけれども、その結果が出なかったことに対しては、指定管理権者としてどう評価して総括されるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） ご質問いただいた内容に対して明確な回答になるかどうか分からないのですが、こちらを公募をした際に、仕様書、募集要項等を渡してあります。その中で、こちらとしましては、老人福祉センターはあくまでも高齢者中心の施設であるということ、それから地域福祉の向上及び高齢者の社会参加や健康増進、生きがい対策としての交流の場、憩いの場であることを明記しました。先ほど企画課長が申し上げた二十幾つかの事業内容については、それはあくまでも提案でありますので、これからどのような事業を具体的に行っていくかについては、今後事業者とこちら側とで、先ほど私が申し上げましたあくまでも高齢者中心の施設であるということを念頭に、これから協議して、事業内容を決めていきたいと思っています。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 選定で点数をつける際に、たくさんの多世代間交流事業を積極的に行うということで、35近い事業を展開して、既設事業者が15程度の事業展開しかできないというふうなことだったので、これが実現できるかどうかが大きく効果の評価点になるわけですし、それはこれから話し合っていくというふうなことで私は話にならないと思います。

指定管理料につきまして、町の決算額は令和5年度4,069万5,000円というふうなことで、このパートナーズさんの提案価格は5年平均で各年度3,997万9,000円ということですから、これも指定管理料が提示されておって、それに合わせた額で提示されてきたというふうに私は受け取るのですけれども、こういう提示価格に対する評価の見方としてどういうふうに町は判断されたのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） 町はといいますか、こちらの指定管理候補者の選定につきましては審査会を設けておりますので、その審査会の場で各委員さんが点数をつけていただく中で、こちらを優先交渉権者ということで認めていただきましたので、そちらのほうの決定に従っているということでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私も同じなのですけれども、従来が4,000万円で、通常ならば、人件費上がったので、5%、1割ということで出てくると思うのですが、あまりにも大きな数字なので私ちょっと驚いているのですけれども、その辺に関しては町は関係ないといえないかもしれないけれども、やはりしっかりその辺を把握するべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） その辺につきましても、各委員さんのほうで内容を見させていただいてる中で、優先交渉権者として妥当だろうという判断であったのですけれども、当然町の企画なり福祉課のほうでも内容を見させていただいております。また、あくまでも提案価格ということでございますので、健康福祉課のほうでもその内容について協議していると思います。そういった中で、あくまでも提案価格なので、これでこのままズバリというわけではなく、協議する中でこの部分についてはこうしたほうがいいのかとかということがあれば、その辺は協議がなされていると思いますので、そちらのほうできちんと今後に向けて適切な価格でも運営のほうができるように進めさせていただきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） この価格なのですけれども、老人福祉センターに係る指定管理料という形になっておりますけれども、老人福祉センターの意義づけが先ほどの条例改正の中で地域のコミュニティセンター的な扱いを受けるというふうに変更になったわけなのですけれども、コミュニティセンターとしての活動ということで、こちらは提案されているというふうに理解するのでよろしいでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） 先ほど申し上げましたのは、あくまでも自主事業という中で事業の提案してもらっています。その自主事業が充実していたということで、その自主事業に関しては、別途収益も見込んでおりまして、そちらの自主事業のほうでも人件費を見ておりますので、その充実している内容全てが提案価格に結びついているというわけではございません。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 価格の問題よりも、活動内容、自主事業で収益を上げるのは、その委託業者が企画運営すればいいかなというふうに思うのですけれども、その活動内容が地域のコミュニティー

機能を高めるような活動になっているかどうか、その辺の判断というのが重要なと思うのです。老人福祉センターという名前だけは残っていますが、活動内容は随分変わると思うので、その辺の意義を踏まえた選定になっているかどうかということです。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） お答えいたします。

私、指定管理候補者の選定委員会の委員長をさせていただきまして、審査に当たりました。今回は、老人福祉センターが老人福祉法に基づくものといえども、今回デイサービスは廃止するということになりましたので、その部分も含めまして、条例改正を６６号でさせていただいて、お年寄りに限ったことではなくて、多世代交流、地域交流を行うということでした。その提案について、具体的にどのような提案があったかということで、２社応募がありましたけれども、それぞれの事業者に提案をいただきました。それで、その内容について、選定された事業者のほうがよりよい提案でありましたので、提案をさせていただきました。

金額の差につきましては、自主事業の収入も含めて、選定された事業者が優れていたということでございまして、選定されなかったほうについては、自主事業のほうもその人件費を指定管理経費のほうに含めて提案がありましたので、この金額の大きな差が出てきてしまったということでございます。

◇議長（石内國雄君） ３番松本幸喜議員。

〔３番 松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君） もう一点なのですけれども、現在老人福祉センターの活動として送迎のバスを出していますけれども、新たな位置づけの事業に関してはその辺はどうなるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 送迎についても今回仕様に入れております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

１２番新井賢次議員。

〔１２番 新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君） それでは、選定委員長にお伺いします。

今回の選定基準なのですけれども、配点、１００点満点ではなくて１５０点満点になっていますよね。例えばこれは同じ日程で同じ選定委員会の方がやったのだと思いますけれども、次ののばらに関しては１００点ですね。これを今回１５０点にしている理由、根拠ってどういうことがあって決まってきたのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） この今回の１５０点満点ということですがけれども、まず提案に当たって、１００点満点でなければならないという基準はございません。それで、例えば今回重視したのは、先ほど申し上げました世代間交流、地域交流を一定程度点数に加えるということになりました。それを加えることによって、１００点満点にしますと、例えば５点、１０点刻みにしているものを５点、１０点ではなくて、１点、２点、３点とか、そういう細かい配分にしなくてはならないということで、点数を委員さんがつけづらくなってしまうということで、全体的に１００点ではなくて１５０点の中で配分するということにさせていただきました。

◇議長（石内國雄君） １２番新井賢次議員。

〔１２番 新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君） その配点の基準なのですが、１５０点と１００点をちょっとチェックしてみますと、３番の要するに価格、経費の内容だけ２倍になっているのですよね。１００点の場合は２５点が今回５０点だと。例えば先ほどのほかの部分は２５点が２５点、１０点が１０点、同じであったり、ですからこの配点だけ見ると、価格を重視したのだというような考え方に見れるのですね。今、副町長が話しされたのと少し違うのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 私、一部を申し上げただけで、説明が不足して申し訳ございませんでした。自主事業の提案とか多世代交流とか地域交流だけではなくて、価格等についても差を設けさせていただきました。細かいところは今比べてみないとちょっと分からないのですが、選定に当たってある施設とある施設、必ず配点と同じでなければならないということはございません。サービスの内容とかコストとか、それぞれの施設において、配点する、力を入れる部分が違いますので、住民サービス向上のために、それぞれ担当課で考えて配点をさせていただいたものでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありますか。

１２番新井賢次議員。

〔１２番 新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君） 理解できるのですが、この基準だと、コストを一番優先したということにどうしてもなりますよね。価格の部分だけが倍になっているわけですから、評点が。ほかの部分は同じであったところが、５項目のうち２項目は同じなのですよね、比率で言いますと。それから、１番も１割上がっているだけ、２番が６割、３番の価格だけ倍になっているという状況なので、ちょっとどういう理由なのかと思ったので、質問させていただきました。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） いろいろ先ほど副町長からも話があったと思うのですが、今回老

人福祉センターについては、これまで行っていたデイサービス事業を休止としまして、今後の５年間は、基本的にデイサービスは行わないということで、介護事業所としての専門性を有する必要がなくなりました。これによりまして、民間事業者のノウハウを生かした充実した運営、サービスによって、広く施設を運営することが可能となりますので、自主事業も含めて、これまでの施設の維持運営と比較してより充実したもの、あるいは経費の節減の面からも介護事業者としての専門性もなくなるということで、より効率的かつ柔軟な対応を期待しまして、その部分はもちろん重視した中で配点を多くさせていただいたということでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第２４ 議案第７７号 指定管理者の指定について（玉村町障害者福祉センターのばら）

◇議長（石内國雄君） 日程第２４、議案第７７号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第７７号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町障害者福祉センターのばらにおける５年間の指定管理期間が令和７年３月３１日をもって終了となるため、引き続き指定管理を行うに当たり、応募者を町のホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委員会において、応募者の経営基盤、提案内容等を十

分審査し、その結果、施設の管理運営を適切に行える事業者として選定をいたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例第7条に基づき提案させていただくものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町障害者福祉センターのばらで、指定管理者となる団体の住所、名称は、玉村町大字下新田602番地、社会福祉法人玉村町社会福祉協議会であります。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ここで雇用される職員の想定される人数、これは何名ぐらいになっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

職員の人数は9人です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 利用者さんの人数は増減があるかと思うのですが、その辺の調整はどのような形で行うのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

利用者の人数は20人、登録者20人ということで、その20人が毎日利用するというわけではないので、その辺は多少少なくなはなと思うのですが、職員9人、登録者20人で計算をして出した価格ということでございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 上限がそのぐらいということで、それに対応した人数というような形になるかと思うのですが。

それと、もう一点、利用者さんの送迎関係はこの中に含まれているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 送迎等も含めて、この金額の中で福祉サービスの中でやるということです。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

8 番三友美恵子議員。

〔8 番 三友美恵子君発言〕

◇8 番（三友美恵子君） 提案価格と前年度の決算価格に大分開きがあると思うのですが、来年度から利用人数が減るとか増えるとか、そういうことによってなのか、この提案価格が大きくなっている原因みたいなのは何でしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 申し訳ありません。すみません、ちょっと訂正を先にさせていただくのですが、松本議員、先ほどの質問の中で、職員数と登録人数ということだったのですが、この提案価格に対しては、申し訳ありません、職員 11 人、登録者 25 人で事業者が設定してきた金額です。この金額について、こちらとしても少し協議が必要だということで、現状それから今後どのような見込みがあるのかというのを細目協議ということで話をしております。その中で、現在の職員数、職員を増やして、登録者人数も増やしてということで、この価格だったのですが、現状の職員数と登録者数でちょっと計算を細目協議の中でしてもらいたいという話をしたときに出てきた職員数と登録者数が職員数 9 人、登録者 20 人ということでございました。

こちらの障害福祉サービスにつきましても、当初はやはり民間事業者がなかなか参入していなかったという現状がありまして、今は多くの民間事業者が今のばらがやっているような事業を行っております。そういった中で、今後のばらをどうしていこうかという、どういう特色を出していこうかとか、または別の事業を考えてみようかとか、そういったところもこれから考えていかなければならないということになっていきますので、利用者数についても、まずは現状の人数でちょっとお願いしながら、今後のことを考えていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 8 番三友美恵子議員。

〔8 番 三友美恵子君発言〕

◇8 番（三友美恵子君） ということは、現状の人数でということはこの提案価格は減額になるということでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 今細目協議を続けておりますので、今回ご議決いただきましたら、協議後の価格で指定管理料ということにさせていただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 8 番三友美恵子議員。

〔8 番 三友美恵子君発言〕

◇8 番（三友美恵子君） 結局応募者が 1 社しかなかったということで、今後は応募者が増えるような形で応募をかけていく、今度は 3 年なのですね。その 3 年になった理由は何でしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 3 年になった理由についてなのですが、先ほども申し上げましたけれども、利用者についてはちょっと少なくなっているということがあります。それと、また先ほど申し上げたように、多くの民間事業者が参入している今、町としての役割は終わるのではないかなというようなところで、今後の事業の在り方を検討していきたいということで、ちょっと今回 3 年と短くして、今後のことを見極めたいと思っております。具体的にどうという考えはまだないのですけれども、この 1 年のうちに判断はしないといけないかなと思っております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1 2 番新井賢次議員。

〔1 2 番 新井賢次君発言〕

◇1 2 番（新井賢次君） 一番下の選定理由の中で、今回募集要項で定めた最低基準点を超えているとこういいますが、その要項で決まっている最低基準というのは何点なののでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） 基準点につきましては 6 0 点ということになっております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。１１時３５分に再開いたします。
午前１１時２２分休憩

午前１１時３５分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

○日程第２５ 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第２５、一般質問を行います。
今定例会には、１１名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和６年玉村町議会第４回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
１	１．デマンドタクシー「たまGO」について ２．玉村町文化センターの運営について ３．浄水場の管理、運営について	松 本 幸 喜
２	１．地域の担い手不足による存続危機について ２．子どもたちを取り巻く環境問題及び社会的リスクからの保護について	堀 越 真由子
３	１．浄水処理の新方式である無薬注方式とはどのようなものなのか ２．内水氾濫への対応は十分か ３．利根川河川改修事業について ４．森林環境譲与税の活用について	月 田 均
４	１．玉村町老人福祉センターについて ２．玉村まつり（祇園祭）について ３．たまむら花火大会について	浅 見 武 志

順序	質 問 事 項	質 問 者
5	1. 公営墓地の設置について 2. 公共施設にネーミングライツ（施設命名権）導入を 3. 桜並木の保守・管理、伐採について 4. 総合運動公園管理棟及びテニスコート場の改修について	新 井 賢 次
6	1. 公共施設の老朽化に伴う解体並びに改修工事の計画について 2. 新田地区の仲良し公園に代わる公園について 3. 藤岡大胡線（角渕南工区）歩道整備事業について	備前島 久仁子
7	1. 五料飯倉地区農地利用活性化基本構想について 2. 将来を見据えた町の組織体制について	高 橋 茂 樹
8	1. 令和7年度予算編成方針について 2. 「年収の壁」引き上げによる町財政への影響について 3. アニメを活用した地域振興について 4. 角渕キャンプ場の使用実態と環境改善について	羽 鳥 光 博
9	1. 子どもに関する基本条例制定の進捗状況について 2. 不登校児童・生徒の対策について 3. 待機児童問題と保育士の確保について 4. 今年がカギであるHPVワクチン接種の広報を求む	三 友 美恵子
10	1. 玉村町職員定数及び職員の育成・フォロー体制について 2. 第2期たまむらささえあい計画の現状と進捗状況について 3. 医療・介護・福祉従事者への支援について	小 林 一 幸
11	1. 防犯対策について 2. 空き家対策について 3. 道の駅玉村宿の南側の計画について 4. 県内市町村議員の報酬額について	笠 原 則 孝

◇議長（石内國雄君） 初めに、3番松本幸喜議員の発言を許します。

〔3番 松本幸喜君登壇〕

◇3番（松本幸喜君） それでは、議長のお許しが出了したので、一般質問を行いたいと思います。

3点ございます。まず、デマンドタクシーたまGOについて、1、公共交通の在り方が10月より

たまりんからたまGOに変わり、2か月が経過した。比較的順調な滑り出しと聞いているが、その現状について伺う。

- 1、月ごとの利用総数はどの程度あるか。
- 2、利用者の利用目的、利用時間帯、地区ごとの利用者の傾向はあるか。
- 3、利用者とのトラブルはあるか。
- 4、週ごとの旅客運搬人数を何人程度と見込んでいるか。また、最大何人程度を運送できると考えているか。
- 5、路線バスやタクシー利用者数の増減は見られるか。
- 6、高崎高等特別支援学校に通う生徒の通学状況はどのようになっているか。
- 7、町外に通学する高校生の通学支援策として、たまGOを活用していく計画はあるか。

2番目です。たまGOの導入による運営費用等について伺います。

1、たまGOの導入のための初期費用を除いた運営費用とたまりんの運営費用との差額はどの程度あるか。

2、タクシー利用補助券はたまGOの補完的な機能を持っているが、今後も継続していくのか。

3、タクシー、路線バス、たまGOとの連携をどのように図っていこうと考えているか。

大きな2番です。玉村町文化センターの運営について伺います。玉村町文化センターのにしきのホールにおける催しは、公益財団法人玉村町文化振興財団を中心に行われているが、町民主催のイベントも多くなっている。町民自らが自分たちのニーズに合った催しを企画運営するという活動は、文化振興財団が掲げる文化振興の定着として評価されるものである。そこで、次の4点について伺います。

1、今年度、大、小ホールを活用して開催された町民、また団体主催の催しは何件あるか。

2、町民主催のイベントに対するサポートはどのように行われているか。

3、町民主催のイベントを行う場合の窓口やそのサポート（駐車場の運営、施設の利用等）はどこが主体となって行われているのか。また、文化振興財団の役割はどうなっているのか。

4、町民主催のイベントを行う場合、その開催がスムーズに行われるようサポートするコンシェルジュ（総合的な世話係）を設置する考えはないか。この点について伺いたいと思います。

3番目です。浄水場の管理、運営についてです。11月13日の上毛新聞によると、町は2027年度から25年かけて浄水場を更新することとし、民間との連携により、効率的な運営、管理を行うウォーターPPPを導入する。また、浄水場の運営権は町が持ち、事業費も町が出すとされています。そこで、次の点について伺います。

1、浄水場の運営権は町が持つとされているが、契約上どういった権利を町が掌握することで、運営権の確保につなげていくことができるようになるのか。

2、管理委託先の企業の買収や統合といったことが考えられるが、そういった場合の対応は契約の中に含まれているのか。

3、ウォーターＰＰＰ方式により、どの程度の経費が節約されるかと考えているのか。

以上の点について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 松本幸喜議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、デマンド乗合タクシーたまＧＯについてお答えします。ただし、運行を開始したばかりですので、お答えする数値については、未確定の部分も含まれますことをご了承ください。まず１点目の月ごとの利用総数がどの程度あるかについてですが、運行を開始した１０月は１か月で６６２人の方にご利用いただきました。１１月は１１月３０日までで７２３人の方にご利用いただいております、毎週の利用者数も伸びているような状況です。

次に、２点目の利用者の利用目的、利用時間帯、地区ごとの利用者の傾向はあるかについてですが、利用目的や利用時間帯の集計やアンケートを行っておりませんので、現時点で分かりませんが、乗降地点別の利用回数からは、日常の通院や買物にご利用いただいている方が多いと思われます。時間帯は午前中のご利用が圧倒的に多いような状況です。また、地区ごとの利用者の傾向についてですが、町内全域において、均等にご利用いただいているような状況です。これはルートを固定せずに、乗り継ぎなしで移動ができるデマンド運行のよさが表れているのではないかと思います。強いて言うなら、上陽地区の方のご利用が少し少ない状況にありますが、今後も上陽地区に対する説明を行う予定もありますので、状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、３点目の利用者とのトラブルはあるかについてですが、運行開始以降３０件を超えるお問合せのお電話等をいただいております。運行を開始した当初の数日間には運行事業者、利用者ともに慣れていないことによるトラブル事案がありましたが、現在ほとんどトラブルはありません。お問合せの内容で多いのは、利用方法や乗降地点の増設要望となっております。

次に、４点目の週ごとの旅客運搬人数をどの程度と見込んでいるか、また最大何人程度運送できると考えているかについてですが、現在１日当たり２０人から３０人程度、１週間で１６０人程度のご利用をいただいておりますが、乗り合いがうまくマッチングすることが重なれば、１日当たり８０人程度の運送ができるのではないかと考えております。ただし、現実的にはマッチングできないことも多いため、１日当たり４０人から５０人程度、１週間で３００人程度のご利用を目標としております。

次に、５点目の路線バスやタクシー利用者数の増減は見られるかについてですが、どちらも民間企業が運行しているため、現在は詳細な数字は把握しておりません。ただし、たまＧＯを利用して、路線バスに乗り換える利用者や、買物で荷物が多くなったため、帰りはタクシーで帰るという利用者もおりますので、路線バスやタクシーに好影響が出ることを期待しております。

次に、６点目の高崎高等特別支援学校に通う生徒の通学状況はどのようになっているかについてですが、タクシーを利用した運行により、順調に運行することができております。保護者の方々や学校

とも緊密に連携が取れておりますので、今後も利用者の声を聞きながら、継続していきたいと考えております。

最後に、7点目の町外に通学する高校生の通学支援策として、たまGOを活用していく計画はあるかについてですが、たまGOは玉村町全域を区域として定めた区域運行を行っています。区域を広げることや区域外への運行は、これまでの玉村町地域公共交通会議においても、一部の事業者から強い反対がある状況です。そのため、区域運行というデマンド方式では、通学支援策としては活用できないと考えております。今後町外に通学する高校生に対しては、路線バスが利用しやすくなるような施策などを検討していきたいと考えております。

次に、大きな質問の2つ目、たまGOの導入による運営費等についてお答えします。まず1点目のたまりんとたまGOの運営費の差額についてですが、たまりんの直近5年間の令和2年度から令和6年度の支出平均額は3,235万2,000円でした。一方、たまGOの運行補助金については、運行事業者に1台当たり1,000万円、2台で2,000万円、オペレーター費用が430万円、システム利用料が290万4,000円で、合計2,720万4,000円の費用に対して、運賃収入が見込まれることになります。運賃収入の見込みを算出するのは現時点では難しいですが、仮に200万円程度の運賃収入があった場合、たまGOにかかる費用は2,500万円程度になります。そのため、年間運営費として毎年500万円程度圧縮できることとなりますが、あくまで見込みの数字であることをご了承ください。

次に、2点目のタクシー利用補助券の今後についてですが、タクシー利用補助券はたまGOの補完ということではなく、路線バス、タクシー、たまGOが相互に補完する関係であると考えています。複数の交通手段を選択しながら移動できることこそが移動に困らない町になると考えています。そのため、タクシー利用補助券制度は今後も継続していこうと考えておりますが、免許を保有している方のタクシー利用補助券の利用率が10%未満であることなど問題点もありますので、対象者の選定について、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、3点目のタクシー、路線バス、たまGOとの連携をどのように図っていこうと考えているかについてですが、先ほど申し上げましたとおり、相互に補完し合い、町民が移動目的や時間的な制約、荷物の有無、運賃などを比較しながら、複数の交通手段を選べることが重要であると考えております。そのため、今後も利用者の取り合いになるようなことがなく、共存できるような関係になるような施策を考え、それぞれの交通事業者と連携を深めながら、町の公共交通を発展させていきたいと考えております。

次の玉村町文化センターの運営についての質問は教育長からお答えいたします。

次に、浄水場の管理、運営についてお答えします。まず1点目の浄水場の運営権について、契約上どういった権利を町が掌握することで、経営権の確保につなげていくことができるようになるかについてですが、経営、計画、施設に係る権利は引き続き町が所有することになりますので、経営権は確

保してまいります。

次に、2点目の管理委託先の企業の買収や統合といったことが考えられるが、そういった場合の対応は契約の中に含まれているかについてですが、町が締結している通常の契約内容と同様になりますので、管理委託先の企業の買収や統合または経営悪化等により事業継続が困難であると判断した場合は、その時点での出来高精算を行い、違約金を請求することになると考えております。ただし、新たな事業者が問題なく事業を引き継ぐことが可能であると判断できる場合は、調整等が必要となりますが、金銭の精算を行わずに事業継続となります。

次に、3点目のウォーターP P P方式により、どの程度の経費が節約されるかと考えているかについてですが、P P P／P F I 導入可能性調査において3%程度の削減効果が見込まれております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 松本議員の玉村町文化センターの運営についての質問にお答えいたします。

まず、玉村町文化センターの大、小ホールの利用につきましては、年間を通して町や町教育委員会及び各学校の利用、公益財団法人玉村町文化振興財団や文化協会といった関係団体の利用が多く、その他貸し館業務として、町内外の企業や法人、ピアノ教室といった個人事業主の方、音楽サークルや市民楽団などに幅広くご利用いただいております。これらのうち、ご質問の1点目、町民、団体主催の催しの件数につきましては、住民活動という視点で見た場合、今年度4月1日から11月30日までの期間の利用件数は9件で、うち6件が演奏会など音楽活動となっております。

次に、2点目の町民主催のイベントに対するサポートについてですが、貸し館業務は町有施設であります大、小ホール並びに音響設備や照明機材などを有料で利用者にお貸しするものであり、また機材のオペレーティング等には専門技術が必要となりますので、大、小ホールのご利用の際は、文化振興財団の技術スタッフが事前の打合せから当日の機材のオペレーティングまでを幅広くサポートさせていただきます。

次に、3点目の町民主催のイベントを行う場合の窓口やそのサポートについてですが、ホール利用に関するご予約の前にご連絡いただければ、必要な施設、部屋の利用や駐車場の利用につきましては生涯学習課で、機材やホール内の設備の利用、舞台の操作につきましては、文化振興財団でご相談に対応しております。一方、催物の実施において、チケットもぎり、会場整理、駐車場の運営等のスタッフの手配や職員の派遣など、人的サービス、企画内容のプランニング等を行っておりませんので、必要な人員確保等は、イベント主催者の責任でお願いをしております。なお、住民活動サポートセンターぱるでは、広く住民活動のサポートを行っていますので、イベントの実施計画や広告宣伝など、力になれることも多くあると思われまます。

最後に、4点目のイベントの開催がスムーズに行われるようサポートするコンシェルジュの設置についてお答えします。まず、住民活動のサポートという点では、会場1つ取ってみましても、文化セ

ンターのみならず、ふるハートホールや勤労者センター、重田家、屋外施設では北部公園や水辺の森公園など多岐にわたります。また、イベントの規模や目的等により必要とされるサポート内容も異なると思われます。これらを勘案すると、現段階においては、特定のコンシェルジュの設置、これもまた一つのよいアイデアとは存じますが、まずは複数の部署や関係機関、団体が必要に応じて緊密に協力できる体制づくりが何より重要であると考えます。サポートありきではなく、町職員や関係団体、主催者が密な連携を図り、知恵を出し合い、適切に協力し合って様々なイベントを盛り上げていく中で、住民活動の自助努力が実を結ぶ、共に働く協働のまちづくりを共に目指していければと願っております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） まず、1項目めのデマンドタクシーたまGOについてでありますけれども、大変スムーズに運行が始まって、たくさんの方が利用されているということで、利用している方を見かけると声をかけて、いろいろ感想を聞いているのですけれども、とにかく運転手さんですとか、予約を入れるときのオペレーターさん、こういった人たちが大変丁寧な対応をしてくださっていると。一応、高齢の方が予約を入れるとき、また乗車するとき、そこが本当に顔となりますので、そういった方々にきちんと対応していただけているというのは、大変普及活動において一番大きい活動かなというふうに感じています。それと、事前に、これもまた本当に小まめにいろんなところ、各地区に向いていっていただいて説明会をしていると。その活動により登録したり、または予約を入れるというようなことで大変好評でした。私の聞いている範囲では、非常にいい滑り出しが取れているのかなというふうに感じております。

トラブル対応も若干あったようなのですけれども、その辺についても本当に危機管理がよくできていて、すぐに対応していただいたというようなことも伺っておりますので、その辺についても非常に逆に好評をいただいたというところがあります。

経済的にも、買物に行ったり、通院に使ったりというようなことで、今まではタクシーを使っていたと。ところが、往復すると大体6,000円から7,000円弱かかると、そういったことで、ただ、今回たまGOがこういう形でできたので、往復しても400円で済むと。年金生活者の方なのですけれども、経済的な面でも非常にありがたいというようなことで評価をいただいています。自家用車を持っている方は、消耗費だとかそういうのを考えないので、ただで自分で乗っているというふうに考えていると思うのですけれども、実際は車にもよりますけれども、月に3万円から4万円ぐらいを消費しているわけで、そういう面で車を手放すことで、経済的な面でも余裕ができると。それもたまGOがあるからというふうに感じています。身近な人でいうと、路線バスの時刻表を調べて、それに併せてたまGOで行くことができるので、待ち時間が少なくなったので、今けやきウォークですと

か、新町から電車に乗って、高崎に出てというようなこともやっているというような方も、結構若い人なんかもそういう面で飲み会があったりなんだりしたときには使っているということで、非常に広がりが出てきているかなというふうに感じています。

あとは、最初のまだ2か月ですので、利用者は車にもう乗れなくなった人が中心で、通院等に使っているのかなというふうに思うのですけれども、徐々に買物のほうにもシフトしてきているようですので、町内の経済効果、こういったものにも貢献できるのではないかなというふうに思います。それと、今まで出られなかった人たちが出る、こういうものは健康面、介護面での健康寿命を延ばすというような意味合いも関係してくるかなというふうに思いますので、ぜひ福祉課のほうでもたまGO以前と以後というような一つの指標を持って分析をしていただけるとありがたいかなというふうに思います。

全体的には本当にそういうことで、今のところ私は悪い話を聞いておりません。担当課並びに担当職員の方々、大変ご協力いただいて、いい結果につながることでできているかなというふうに思いますので、引き続きぜひご協力を重ねていただければと思います。

費用面でも大分安く済んでいるということで、私たちをめぐる外的な環境というのは大きく変わって、技術革新もされているので、見直すことによって、安上がりな交通網の設置というようなことにつながっていく面もあるかと思うのです。ぜひそういったところはほかの面でもないか見ていただければというふうに思います。

1点気がかりなところが、なくなった路線があると思うのですけれども、その辺はどちらになるのでしょうか。よろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） すみません。松本議員の質問なのですけれども、なくなった路線というのは、たまりんのときから、それとも、たまGOでなくなった路線ということでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） なくなった路線というのは、町外へ出る、高崎のほうへ行く直行便のことと解して説明させていただきます。高崎直行便につきましては、高崎市内の事業者とも話しましたが、今回はオーケーが出なかったので、取りあえず見送ってスタートしたというのが現状であります。これからまだほかのほうもいろいろ含めて検討はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 今現在はタクシーが準備されているようなのですけれども、位置づけといいますか、タクシーの位置づけ、なくなった路線の代替としてタクシーを、代替といいますか、路線を

確保していくための一つの手だてとして、タクシーを準備しているというような位置づけもあるかと思いますが、今使っている利用者はたまたま高崎高等特別支援学校の生徒だったというだけであるというような位置づけも一つできると思いますし、福祉的な要素というところを中心に考えていくのであれば、障害のある子供たちに対する支援ということで、福祉的な意味合いでもって提供されているものだというような捉え方もあるかと思うのですけれども、路線があって利用者がそこにいたわけで、それを確保すると、その利用者たちの足を確保するという意味では、極力そういった手だて、それに代わる手だてというのを取っておいていただきたいなというふうに思いますけれども、その辺どのように考えていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

高崎便につきましては、高崎高等特別支援学校の生徒さんたちが定期的に乗っていたというところもありまして、タクシーで代替ということでやらせてもらっております。その他の方について、定期的に乗っているという情報がないので、取りあえず高崎高等特別支援学校の生徒だけということになっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そういう位置づけで私もいいのかなというふうに思います。路線を代替措置として確保していくということで継続的に行っていただきたいのですけれども、タクシーの代替があると2年で終わるというような話も伺ったので、そういうような説明を保護者の方は受けたというふうに伺っているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

あくまでもたまりんを使って通っていた子たちへの代替ということで、そのような説明をいたしました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 生徒に限ったことなのですか、それとも路線をある程度確保していくための一時的な措置としてタクシーを準備しているというような理解というのはされるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、あくまでも定期的に乗っているのが高崎特別高等支援学校の子供ということで、通学の足ということで卒業まで続けさせていただく予定です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そうすると、その後はどうなりますか。要するに3年後、継続はしないということなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） その件につきましては、現在のところは何も決まっていないということ。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） SDGsの精神といいますか、誰一人取り残さない、そういう行政の姿勢、これを表しているのはこの部分だと私は思います。誰一人取り残さない、高崎高等の生徒だから出しているわけではなくて、今までの路線を利用している人のための足を確保するということで、ぜひ継続的にその路線が確保できるように。たまGOという形式では取れない、本来だったら、高崎市の問題であるというのであれば、高崎市がその路線を確保できるようにしていただければというふうに思いますし、それができないのであれば、その代わりに玉村町でこういう対応を継続的にしていくというような理解もできるかなというふうに思いますので、ぜひ路線バスなりなんなりができる機関を補充できるような形で継続的にやっていただきたいなというふうに思います。

この結論なのですけれども、来年、再来年あたりから伊勢崎高等特別支援学校の高等部が新設されると思います。そこの進路にも関わってくるのです。高崎高等特別支援学校を希望しているけれども、足がなくなってしまうのかというようなところもありますし、だったら新しいところに行こうかなと考える方もいらっしゃるのですけれども、その辺の進路にも関わってくるので、継続がある程度できますというようなことであれば、早めに連絡のほうをしていただければというふうに思います。また、福祉的な面からでもそういったことを検討していただければというふうに思います。

それでは、文化センターの運営について伺いたいと思います。先ほど教育長のほうから、市民団体のいろいろな活動が広がっているというようなことで、施設的にもいろいろたくさんあるというようなことなのですけれども、文化センターに限って、文化センターの運営ということに限って、コンシエルジュ的な対応というか、結構人数が非常に大きいです。私の知っている範囲、知り合いの中でも、

落語会をやってみたり、花の講演会ですか、バラを育てる、そういった講演会、そういうようなことを開いて、そうすると300人、400人集まってくるわけです。利用率を高めるという意味でも、そういった住民の方たちが主催できるような環境というのが必要なのではないかなというふうに考えているのですけれども、そういう人たちというのは、一生にそう何度もやるわけではないので、それぞれ担当の部署があって、その人たちに一人一人話を聞いて、駐車場の担当はこちらです、文化センターのステージはこちらです、待合室の運営はこちらですというような形で分けられてしまうと全体像が見えないのです。そういうところに対して、総合的にこういうような運営方法がありますというのを提示できるような、そういう仕組みとして、コンシェルジュというのを提案させていただいたのですけれども、そういったことはできないものでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

文化センターの中に入りますと、基本的に住民の方、あと業者の方もいらっしゃいますけれども、カウンターが1つございます。こちらの中に、文化振興財団の島がありまして、生涯学習課の島も同じ部屋にあります。大ホール、小ホールにつきましては、文化振興財団が相談窓口、答弁にもありましたけれども、その他、小さい部屋、視聴覚室等は生涯学習課と大きく2つに分かれている仕組みでございます。コンシェルジュというお話がありますけれども、基本的には職員がおりますので、相談もお金のかかりません。遠慮なくコミュニケーションを取りながら、何回も来ていただければ、当日始まってから気づいて困るとか、そういうのも減らせると思いますので、コンシェルジュを置くのではなくて、我々がおりますので、遠慮なくまずは声をかけて、こういうところはどうしたらいいかねということは何回も繰り返しながら、当日を迎えていただければいいかなと思っております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 今の答弁にもありましたけれども、こういうところはどうしたらいいのかねって聞かれて答えるのではなくて、こういう会をやる場合は、例えば駐車場の整理をする人がこのぐらいの人数必要ですよ、こういうところに配置が必要ですよ、受付をする場合は、テーブルを何個出して、受付に何人ぐらい必要ですよ、こういったものの提案を逆にさせていただいて、それに合わせて、住民の方たちが券を売るなり、人を配置するなりというようなことをしていけるようにしていくと、よりそういう会を開くことが円滑に行えるのではないかなというふうな考えなのです。その都度、来ていただければ協力しますではなくて、既にほとんどホールの運営については決まっていることだと思いますので、そういう相談する担当者に行けば、大枠のところは全て分かる、掌握できると。ホールについてはホールの担当に行かなくてはいけない、それぞれの部署ごとに分かれています。利用者は全て使うわけですから、分かれていくのではなくて、1人の人に言えば大体の概要が分かる

ような体制づくりというのはできないものでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 松本議員のおっしゃること、よく分かりました。必ず予約する際には、間違いなく1度文化センターに来るということでございますので、我々スタッフも、あと財団のほうの職員にも、こういうところは大丈夫ですかとこちらから声をかける気持ちを持つように徹底したいと思います。ただし、あくまで貸し館業務でございますので、イベントの主体は主催者でございます。そこは、町民だからそんなことできないとか、そんなこと言われても、町民なのだから何とかしろというところで、多少やはり意見が合わないとか、こちらの指示がなかなかちょっと酌んでもらえないというところは実際ちょっとあるようでございますけれども、なるべくそういうトラブルのないように気持ちよくお互いイベントを進めたいと思いますので、声かけを積極的にできるように課の中で共通したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 取りあえず運営のマニュアル化で、こういうことが必要ですというようなことをぜひセンターのほうでも、一般の町民の方が個人的にそういう開催をするときは、こういう部分は大丈夫ですか、こういう部分は大丈夫ですかというようなチェックリストでもいいですし、一般的にこういうことをやる場合はこういう形でやっていますというような形式といいますか、人を集めるとか、駐車場の誘導をするとか、そういうことはそれぞれの団体がやるべきことだと思います。ただ、そこに関わる人数ですとか、文化センターで準備できる道具類ですとか、そういったものについてはサービスを提供できるのではないかなということで、そういったものが提示されると、よりやりやすくなるというふうに思いますので、ぜひその辺も検討していただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 確かにこういうところは大丈夫ですかと、紙に簡単にまとまっていれば、一番最初のスタート導入部分で提示できると思いますので、持ち帰りまして、検討したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ぜひよろしくお願いします。

次に、3点目に移らせていただきたいと思います。浄水場の管理についてなのですが、水事業は非常に生活に密接していて、あって当たり前ののですが、なかったら、その日のうちに困ってしまうというような重要な内容かなというふうに思います。簡単に運営権を町が持つというふう

に新聞報道等、先ほどの答弁の中でもあるのですけれども、運営権、例えばほとんど運営そのものはその会社に帰属するというか、委託するわけで、その会社が例えば水事業をこの金額ではできませんと値上げを要求するとか、そういうような場合、法外な値段にならないように抑えることができる、それが町の運営権につながるのだと思うのですけれども、それ全部を、ほとんどを委託業者に握られた状態でそれにあらがうことってできるのですか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 運営権について、整理させていただきます。今回町が行うとしています浄水場更新の中の運営権の範囲なのですけれども、先ほど町長からの答弁にもございました経営、計画、施設に関わる権利、これのほかにやはり安定して行うためには、当然費用が発生しますので、費用調達、それから皆さんからいただきます料金、こちらのほうの収受等々の業務がございます。その中で、今回の松本議員からご質問いただきました経営権というくりにしますと、先ほどの経営、計画、施設に係る権利、これというのは、やはり将来性において今回の発注で全てが網羅できません。言ってみれば、その後継続していく内容であったり、日々変わる状況であったり、この辺を民間主導で行わずに、町が担保するという方法を行っていきたいというふうに考えております。そうしますと、発注者、受注者、契約上は全て均等、公平公正となるわけですが、やはりおのおのリスクというものが発生します。万が一、例えば地下水は豊富ですと言っておきながら、もしかすると地下水がかれてしまうのですとか、そういった事態、本当に分からない時代があります。そういったものをこれから契約の約款の中に仕様書等を含めまして、細かく織り込んでいくという状態です。したがって、経営権、これについては、やはり水を供給する側の最大の使命でありますので、こちらについては町のほうが担保するということになります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 経営の内容、今水事業をやれる企業さんというのはもう寡占状態だと思うのですね。だから、簡単に取り替えるというわけにはいきませんので、その中身もある程度は分散されるような形でどこを使うかというところを町が持っていないと、実質的な経営権は全て運営する企業さんが持っているというような形になってしまわないように注意が必要かなというふうには思います。

もう一つなのですけれども、今回考えているのが130億円かかるというような内容になっているかと思うのですけれども、率直に言って払い切れるのですか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 130億円、確かにかなり高額な額です。こちらの130億円、これにつきましては期間を25年先まで見越しております。こちらにつきましては、浄水場更新の建設等、

それからやはり町中にございます管網等、それぞれ費用がかかるということで、かなり多くのシミュレートを行いました。ただし、現在の使用料金、これですと賄い切れませんので、9月の定例会で議決をいただきましたまず料金改定、ただしこちらも1度でなかなか収まりませんので、これからいろいろと改定についてはその都度協議をしてまいります。その中でも、やはりこれからかかる費用ということで、今回PPP/PFIで可能性調査を行いました。これはやはりスケールメリットを狙った維持管理費、この辺のほうの建設費用、または維持管理費用、この辺を極力下げていくということと、それからやはりこういった状況、防災に対しての状況、この辺については交付金事業ですとか、こういった料金以外からの収入をいろいろ含めまして、130億円というのがマックスの値ですので、そういった発注の結果によってはもう少し料金のほうが低く抑えられるのではないかという期待を持ちながら、現在進めております。

◇議長（石内國雄君） 松本議員、今の計画の130億円、またその資金等については通告外でございしますので、それは次回の一般質問等でやっていただければと思います。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 分かりました。値段の問題というよりも、例えばこれから玉村町、さらに人口減少が予想されているわけですね。収入面も減っていくことになるかと思います。その経費の節約というものが3%の削減ということなのですけれども、それで間に合うものなのか、当然どんどん、どんどん水道料金の値上げというものが必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、これを設置するのに当たって、前橋市も高崎市もやはり人口減少なのですね。だから、これを造るということ以上に、そういう前橋市や高崎市と協力をして広域で費用を抑えていく、そういうことは考えないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 松本議員、経営権についての質問されておりますよね。ウォーターPPPの関係で、それに限った形での質問にしていただけませんか。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 分かりました。経営権ということで、別の角度から質問させていただきたいと思います。

町が全てそういう形で経営権を掌握するというような取組を確保していくということのほかに、リスク管理という面から考えると、他市との協力というのが欠かせないのではないかなというふうに思います。前橋市や高崎市も人口減少が著しくなっていて、玉村町全体を賄えるぐらいの水がこれから余っていくわけです。だから、そういう面で、リスク管理という面で経費の節約を考えていく必要があるかと思うのですけれども、その辺についてはどのように考えますか。

◇議長（石内國雄君） 松本議員、他市との連携等については質問の中には入っていないので、それも通告外でございします。

〔３番 松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君） 分かりました。ちょっとお待ちください。時間いただけますか。整理したいと思います。

◇議長（石内國雄君） あくまでもウォーターＰＰＰ方式に関して、経営権について、町のほうでどうなっているかという形での質問をされていますので、町のほうでいろいろこれから計画されている事業についての質問ではありませんので、それはまた別の機会に質問等させていただければと思います。これに続けていただいて。

３番松本幸喜議員。

〔３番 松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君） それでは、リスク管理というのは、先ほど説明された中で、ある程度のリスク管理というのは大丈夫だというふうに考えているということによろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） リスク管理についてです。やはりこれからいろいろな仕様書、または契約書をつくる過程におきまして、様々なリスクが発生します。これは、発注者側だけにとどまりません。これから行います受注者側にもリスクというものがあります。こちらは、やはりその契約書またはその仕様書の中で、一つ一つお互いに確認しながらということを行いますので、今回想定しています発注方式では、従来どおりの契約書、仕様書、このボリュームから相当量を増やしてやっていく必要があるというふうに考えますので、かなり時間を費やします。そのことによって、やはりリスクということがそれぞれ軽減できるというふうに実施していきたいというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） ３番松本幸喜議員。

〔３番 松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君） 先ほどかかる経費が３％程度というふうなことなのですが、その３％というのは、人口減少の対応を含めた形での３％ということによろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） こちらの３％という数値について説明いたします。この３％は、全体事業費の約３％ということですが、この３％は性能発注ということで、維持管理を含めた受注者側のスケールメリット、こちらが３％ということです。繰り返しになりますが、これから交付金事業ですとか、それからウォーターＰＰＰの中で特徴としまして、プロフィットシェアというのがあります。これは通常請負契約の場合、業者さん側が技術介入ですとか、努力によって出た利益というのは、そのまま請負業者さんが利益として計上するわけですが、官民で連携しておりますので、これを分け合うというような効果もあります。したがって、３％というのは現在そのスケールメリットを生か

した３％であります。ですが、人口減少についてなのですけれども、こちらのシミュレートをかけていく中で、やはりこれからの玉村町の人口の推移ということに向こう２５年入れて計算をしておりますので、そういった意味を含めば、人口減少も併せて試算のほうは行っております。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君）　玉村町としては、大変大きな事業になるかと思います。水道事業が行き詰まってしまうと、当然町が何かしらの補填をするということも考えざるを得なくなってくるかと思うのです。これだけの大きな事業ですから、夕張市のようなことにならないように慎重な対応が必要かなというふうに思います。

私のこれは意見ですけれども、前橋市も高崎市も人口減少が著しいです。利用できる水、生産できる水の量というのも３４万人を対象にした前橋市ですけれども、５年後には２９万人に減るというようなことで、十分町を賄えるぐらいの量になります。高崎市も新しい施設ができて、ただ水が余る、そういうようなことも考えられます。そういったことを含めて、リスク管理、事業者だけに頼るのではなくて、そういったところとの広域な連携ということも必要になってくるかと思うので、これは玉村町だけでなく、前橋市や高崎市なんかもそれだけ収入が減ることになりますので、計画にずれが出てくるかと思う。そういったところに逆に貢献できるような形で、玉村町が提案をしていくということも一つのやり方ではないかなというふうに思いますので、また詳しい内容については次回に回したいと思います。

以上で終わります。

◇議長（石内國雄君）　休憩いたします。午後２時３０分に再開します。

午後０時３２分休憩

午後２時３０分再開

◇議長（石内國雄君）　再開します。

◇議長（石内國雄君）　次に、２番堀越真由子議員の発言を許します。

〔２番　堀越真由子君登壇〕

◇２番（堀越真由子君）　座席番号２番堀越真由子、議長のお許しがありましたので、一般質問通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

１、地域の担い手不足による存続危機について。地域の様々な活動を支える担い手が年々減少している現状を受け、今後自治活動の維持が危ぶまれている。担い手不足の原因と影響を調査し、今後の支援体制を構築することは、住民が安心して暮らせるまちづくりを実現するために重要である。そこ

で、地域における担い手不足の実態調査と課題の洗い出しについて問う。

(1)、玉村町全体の各行政区への加入率と町から行政区へ委託、依頼する業務の詳細状況について。

(2)、各行政区から選出される区長をはじめとする各種委員の担い手不足の原因として想定される課題（人口減少や高齢化、仕事との両立）に関する調査を実施する予定はあるか。

①、担い手の現状（年齢層、活動頻度、参加意欲など）に関するデータの収集や分析をどのように行うか。

②、担い手の負担軽減に向けた取組の検討はなされているか。

(3)、地域の福祉ボランティアや高齢者の居場所の担い手に対するインセンティブ制度についての検討状況や導入の可能性について。

(4)、地域福祉の増進として、若年層や異世代との交流促進による新たな担い手の発掘や世代を超えた連携に向けた取組はなされているか。

大きな2番、子供たちを取り巻く環境問題及び社会的リスクからの保護について。現在、学校や日常生活において子供たちが様々な環境問題や社会的リスクにさらされている。香害（香りによる健康被害）、薬物の乱用、エナジードリンクの健康への悪影響、そして違法な闇バイトへの勧誘などがある。子供たちがこれらの危険から守られるためには、学校や家庭、地域社会の協力が不可欠であることから、以下の観点からの町の対応について問う。

(1)、柔軟剤などの香害による健康被害について、学校や公共施設での対応方針や啓発活動の実施状況、また香りが苦手な子供や化学物質によるアレルギーを持つ子供に対する配慮をどのように図っていくか。

(2)、①、若年層の薬物乱用（オーバードーズ）やエナジードリンクの乱用による健康への影響について、学校や家庭での適切な指導と町全体としての健康教育を行うプログラムの整備に取り組む考えはあるか。

②、薬物、エナジードリンクへの依存の背景にある可能性として考えられる孤独やストレス、不安といった心の問題について、子供たちが自分の気持ちを安心して話せる場の創出や相談相手を提供するための取組はなされているか。

(3)、違法なバイトの勧誘や若年層にまで広がっている闇バイトへの対策として、子供たちが巻き込まれないよう、学校や保護者に対する情報提供や注意喚起の取組を町はどのように進めているか。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 堀越真由子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、地域の担い手不足による存続危機についてお答えします。まず1点目の玉村町全体の

各行政区への加入率と町から行政区へ委託、依頼する業務の詳細状況についてですが、令和6年10月現在の行政区の加入率、これは区費を納めている世帯の数になりますが、約91%となっております。また、町から行政区へ委託、依頼する業務としましては、玉村町行政事務の委嘱に関する規則第3条に規定されていますが、広報紙その他周知文書の配布、回覧及び掲示に関すること、調査書、報告書等配布及び取りまとめに関すること、住民からの要望の取りまとめに関すること、土木工事等公共事業の連絡調整に関すること、防災防犯や社会福祉、環境衛生、交通安全に関すること、その他町長が必要と認める事項といった行政事務の一部を各区長に委嘱しております。

次に、各行政区から選出される区長をはじめとする各種委員の担い手不足の原因として想定される課題に関する調査を実施する予定はあるかについて、まず1点目の担い手の現状に関するデータの収集や分析をどのように行うかについてですが、現在のところ、全世帯を対象に調査を実施するなどといったことは考えておりませんが、少子高齢化や生活スタイルの変化に伴い、役員を見つけるのに苦労しているといった話は耳にしますので、まずは引き続き区長や役員等から話をよく聞くなどして、現状や課題についての把握に努めていきたいと考えております。

次に、2点目の担い手の負担軽減に向けた取組の検討はなされているかについてですが、前回9月議会の堀越議員のご質問でもお答えしましたが、町内会における役員の担い手不足を解消するための一案としましては、役割分担や業務負担等の見直しを図ることが重要ではないかと考えております。例えば役員一人一人の負担が大きくなってしまっているようであれば、業務の見直しを図ったり分担したりして、また会議や活動に要する回数を減らしたりして、時間等を短くすることで、役員等を引き受けやすい状況になるのではないかと考えます。また、生活スタイルの多様化に合わせた運営体制の見直しや誰が役員になっても分かりやすいマニュアルなどを用意することで、役員になることへの不安要素を取り除いたり、今後はSNSやアプリ等を活用し、業務の負担を軽減することなど検討すること等も効果的と考えます。ただし、町内会の体制や状況、課題などは地区によって様々ですので、町が一元的にマニュアルを作成したり、こういった体制や運営をするようにといった指導をすることはできませんが、行政側としましては、地区が抱える課題などを共有し、連携しながら情報提供やサポートをすることはできると考えています。

次に、3点目の地域の福祉ボランティア、高齢者の居場所の担い手に対するインセンティブ制度の検討状況や導入の可能性についてお答えします。福祉ボランティアを含め、ボランティア活動は、一般的には自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為を指しており、活動の性格として、自主性、社会性等が挙げられ、その活動を行う方が自分が何かの役に立ちたい、地域貢献をしたいという思いから活動を行うものであると認識しております。また、居場所の活動は住民主体の活動であり、住民の皆さんの支え合いに対する気持ちで動く活動であると認識しております。住民の皆さんが地域力の向上、コミュニティーの形成、社会参加の場を提供することで、その方自身のやりがいや生きがいとなり、フレイル予防にもつながっていると考えております。それらのことを踏まえ、地域の福祉ボラ

ンティアや高齢者の居場所に対するインセンティブ制度については導入してきませんでした。一方で、県内他市町村の状況を見ると、ボランティアポイントなどのインセンティブ制度を導入しているところもあります。議員のおっしゃるとおり、地域の担い手不足は全国的な問題であり、当町においても課題の一つであると実感しております。他市町村の事例が玉村町の地域性に合うか合わないか、導入できるかどうか、健康福祉課だけでなく、関連する他の課や社会福祉協議会とも連携して、検討していく必要があると考えております。

最後に、4点目の地域福祉の増進として、若年層や異世代との交流促進による新たな担い手の発掘や世代を超えた連携に向けた取組はなされているかについてですが、今年度は社会福祉協議会に委託しているシルバー人材センターのちっとんべえお助け隊のお助け隊募集と銘打って、高齢者のちょっとした困り事を支援するために生活支援講習会を9月に実施いたしました。参加者10名のうち5名の方が新たな担い手としてちっとんべえお助け隊に入会して、今後活動していただく予定です。また、講習会は今年9月に開催いたしましたが、そのときに参加できなかった方を対象に、来年3月にも同じ内容で開催し、今後も持続的、継続的に新しい担い手の発掘や確保に努めてまいります。また、来年度から老人福祉センターにおいて、多世代交流、地域交流事業を始めます。老人福祉センターは、現時点では高齢者福祉に特化した施設ではありますが、このような事業を実施することで、世代を超えた交流や連携が図られ、また参加者から自発的に活動したいという機運が高まることを期待しております。若年層や異世代との交流促進による新たな担い手の確保につなげられるように、指定管理者と連携し、支援をしてまいります。

次の子供たちを取り巻く環境問題及び社会的リスクからの保護についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 堀越議員の子供たちを取り巻く環境問題及び社会的リスクからの保護についての質問にお答えいたします。

最初に、香害、香りの害ですね、香害への対応方針や配慮等についてですが、ここ数年、柔軟剤や合成洗剤等の香りで不快感を持ったり、頭痛等を訴えたりする方が増加しており、消費者庁等でもそういった状況について周知する活動を行っていることは、教育委員会としても承知しております。学校では、一般的に販売されている柔軟剤等について使用を控えるような働きかけは現時点で行ってはおりませんが、特定の匂いに不快感を訴える児童生徒がいる場合には、その原因に応じて匂いがなくなるよう喚起を行ったり、匂いのもとから離れたところで活動できるよう配慮したりといった対応を行っております。匂いに限らず、音や光等についても、児童生徒によって感じ方が異なるため、不快感を訴える場合には、状況や本人の思いに合わせて最善の対応を図ることとしています。児童生徒がどんな刺激に対して不快感を抱くかについては、児童生徒本人や保護者からの直接の申出や各種ア

レルギーと同様に保健調査票の記録等を参考にしています。また、そのように人の感じ方がそれぞれであることについては日常的な指導等で働きかけておりますが、周囲の一層の理解が図れるよう今後も様々な場面での働きかけを工夫していく予定です。

次に、薬物やエナジードリンクの乱用に関する健康教育プログラムの整備についてお答えします。薬物乱用の危険性については、学習指導要領の小学校体育と中学校保健体育で必修の学習内容として定められています。小学校高学年では、薬物乱用の害を、中学校では、それに加えて、薬物乱用による社会生活への悪影響や、薬物乱用はストレスや社会環境等が原因となることなどを学んでおり、児童生徒が薬物に手を出さない、依存しないための指導が行われております。また、小中学校では、毎年、町の更生保護女性会やライオンズクラブの方々のご協力により、薬物乱用防止教室や講話等を実施し、児童生徒への啓発に努めているところでございます。近年は、市販薬やエナジードリンク等、違法でない身近なものの成分の過剰摂取による健康被害が新たに社会的な問題となっていることから、児童生徒への啓発を引き続き進めていきたいと考えております。また、薬物、エナジードリンクへの依存の背景にある児童生徒の心の問題につきましても、日頃から教職員が児童生徒の悩みの兆候をいち早く捉えるよう努めるとともに、児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町の福祉部局等の関係各所と連携を図りながら、安心感を与えたり、不安を軽減したりできるような支援体制の工夫、改善に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、違法なバイトの勧誘等への対策についてですが、SNS等を通じて募集されるアルバイトと称した犯罪行為、いわゆる闇バイトに全国で多くの若年層が巻き込まれている現状は大変憂慮すべき状況であると認識をしております。児童生徒がそのような犯罪行為に加担することのないよう、各学校で情報モラル講習会等を通して、SNSの情報に接する際の注意点を学ぶ取組を行っているところでございます。また、群馬県警が作成した闇バイトの注意喚起に関するチラシを教育委員会から一斉配信するなど、家庭への啓発も図っているところでございます。近年、社会の変化とともに、児童生徒を取り巻く環境に新しい危険や不安要素が増えつつあり、それぞれに応じた適切な注意喚起も重要ではありますが、その大前提として、各学校との連携を深めながら、玉村町の目指す子供像である「自ら考え判断し、自ら行動できる子供」の育成に努め、将来にわたって様々な情報を適切に判断しながら、社会生活を送れる力の基礎をしっかりと培えるよう指導していきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 席から第2質問をさせていただきます。

先ほど担い手不足に関する回答で、行政区の加入率が91%というふうにお聞きしました。委託、依頼する業務などについてもお伺いしたところです。地域コミュニティーなのですけれども、このままでは担い手の高齢化に伴い、自然消滅するおそれがあると言われております。すぐではないかもしれ

ないですけれども、課題と対策について問題解決の糸口を把握するため、課題の洗い出しというのは必須なものではないかというふうに考えております。総務省では、令和3年度に自治会、町内会の活動持続可能性について、地域コミュニティに関する研究会報告書を作成しました。国や全国市長会で検討されている担い手不足は深刻な問題ということです。玉村町の今の調査の状態だと、これから問題解決していくのに資料が不足しているのではないかと考えております。地域住民からの要望やいろいろな不公平感、自治体に加入していないということで、防犯灯のお金だったりとか、ゴミステーションの設置をされていて、皆様負担しているのに、あそこは負担していないのにゴミを捨てていくねといった声も聞かれます。町内会の草むしりも高齢者の方が出てきて、若い人はなかなか出てこない、そういうところでやはり不公平感が高まっていて、町としても住民のてこ入れというか、みんなが気持ちよく協働できるような仕組みをつくっていかないといけないと思います。数年前、総務省が全国の自治体にアンケートを出した中に、何らかの手だてを打たなければいけないという項目がありました。必要性を感じているけれども、何もしていないという自治体が大半で、25%が着手していたということです。やはりその中の結果で、成り手不足は負担感が強いという結果になりました。なので、やはり調査をして、その課題に対して分析をしていく必要があると思うのですけれども、町として、では今区長や役員さんから話をどのように聞いていて、具体的にはどのような形で聞き取りを行い、それをどのようにデータ分析する予定なのかを詳しく説明してください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） それでは、質問にお答えいたします。

今のところ、各区のほうからいろいろ上げてもらったものをデータ分析をして、それをということは今のところ考えておりません。年5回から6回、区長会のほうの会議を開かせていただいております。その中で、それ以外にも区長さん等から相談事などもありますし、また区長会の中で各区が抱えている問題と他の区がどのようにしているとか、その辺の意見交換も十分今のところ行っております。ただ、やはりまず区長さんに関しましては、今65歳ぐらいまで皆さん働く方が多くなりましたので、現在の区長さんの中でも働きながら区長さんをやっておられる方もいらっしゃいます。また、今後働く年齢が伸びますと、またその辺も、区長さんの成り手というのなかなかまた難しくなっていくとは思いますが、いろいろ区長さんのほうとよく相談と話し合いをしながら、またいろんな意見も、ほかの区長さんとかにも聞きながら、今後進めていければというふうに現状では考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） いろいろお話を聞かれているというところで、やはり一歩進んで、これからのことをちょっと考えていかなければ、なかなか成り手不足でもう本当になる人がいないと、押しつけ合いのようなことになるというふうに考えられます。9月12日の上毛新聞では、町内会の運

営大丈夫という題で新聞に愛媛県のものが載っていました。２番目の質問で、役割分担や業務負担の見直しを図ることが重要とありましたが、新聞の中には神事の取りやめなど、行事は縮小、交流も減り、隣は何をする人ぞ状態、役員の成り手が不足し、組織を再編して、役員数を削減し、任期も短縮したが解決せず、今は強制的に順番で回しているとあります。やはり全国的にこういった問題が出てきていて、早急にやはり問題解決に向けて取り組まないと立ち行かなくなっていくのではないかと考えております。全国で２５％の自治体が手をつけたというところで、やはり問題解決に向けた取組は何かと思うのですけれども、その辺いかがですか。このまま例えば自治区がなくなってしまう、そこまですべてなくなってしまうということはないと思うのですけれども、行政の一部分を担っていただいているというところで、行政区が何かできないことは町に負担がかかってくるというふうに考えられるのですけれども、そういったところはどのようにお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 町が区長さんのほうに委託をいろいろしておりますけれども、区長さんの仕事は、町が委託している部分というのはほんの半分にも満たないものだと思います。やはり各地区ではいろんな行事等も行っておりますし、その辺大分確かに区長さんの仕事はかなり大変になってきております。町のほうは、できるだけ区長さんの手間をなるべく減らしたいというふうに考えておりますが、各地区の行事等もあります。そちらをどのように考えていくか、本当にただ減らしてしまうだけであれば、簡単かもしれないのですけれども、やはり地域のコミュニティー、その辺が大分薄れてしまうかと思えます。その辺も含めながら今後いろいろ区長さんのほうとまた話し合っていければと考えてはおります。

◇議長（石内國雄君） ２番堀越真由子議員。

〔２番 堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君） 区長さんを引き受けたくないという方ともやはり話し合いを進めていく必要もあるかなと。何でなりたくないのか、どうしたら区長になってもいいのか、担い手になってもいいのかという意見はやはり収集していく必要があるかなというふうに考えます。

町のほうでは、一元的にマニュアルを作成しないとあつたのですけれども、ガイドラインのような共通的なツールを全地区で活用できる形で提供するということは考えてはいないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） マニュアルなのですけれども、今玉村町には２６行政区ありますけれども、本当に様々です。町から委託している部分については、どういったものかというのはもういろいろその辺のものはありますけれども、各地区のことにつきましては、なかなかそれを一元的にというのは大変難しいのかなというふうに考えております。本当にそれぞれいろいろですし、区費一つ取

っても区でいろいろありますので、その辺につきましてはやはり区で考え、こちらがお手伝いできることはもちろんお手伝いのほうはさせていただきたいと思いますが、その辺はちょっとこちらが一元的にというのはなかなか難しいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 最近では外国籍の方も増えてきていて、ごみのマナーであったりとか、そういったところが共通した問題かなというふうにも思っております。町民からの要望があったときには、町の方がマニュアルをつくるのを手伝うというような考えでよろしいでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 町がつくるというよりも一緒に相談しながら、考えてはいきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 区長会を年に何回かやって、大体午後2時頃から会議、その中の要望がやはりもう集まるのが大変なので夜にやってもらえないとか、日曜日という声が出るのだけれども、やはり全体からいくとなかなかそうもいかないという中で、先週区長会で忘年会をやりまして、その日に区長会が新町の自衛隊に行ってきました、お昼に。それから、重田家住宅で説明を受けながら、コーヒーをいただいてきて、それからクリーンセンターへ行ってきた、その後忘年会という形で懇親会をしたのですけれども、そういった後の話の中では、相当区長さん同士の話が深まっているのですよね。やはり地域だけで生活しているのではなくて、町全体の区長さんが一緒に幾つかの場所を共有して、それから入った懇親会の中では、区の苦労とか、そちらはそういう状況なのだからとかという中で話し合いをするのです。その中で、次のことがそういうこともできるのだねという形の区の再生といいますか、その力の一つの編み出しのヒントみたいのが出てきますので、そういう意味ではこの前の区長会で3つのところをみんなで回って、その後の懇親会というのは非常に有意義で、意外にああいうところから自分たちの問題の解決方法というのは見いだせるのではないかと考えています。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 交流していくところから解決策が見つかるというのは本当に素晴らしいなというふうに思います。調べたところ、横浜では13歳の女子中学生が1,200世帯マンションの自治会役員になって楽しんで活動していたと。そうしたら地域の方がやはり楽しいことをやっているねということで、その次の年には中学生がまた4人入ったと。だんだん自治会役員になりたいと、楽しんで活動している人が増えている、立候補者が増えているといった報道もありました。福岡市は、

小学生向けに自治会活動のPRパンフレットを配っています。自治会、町内会って何だろうというのを小学生のうちから必要性であったりとか、自分たちがどう育ててもらっているか、これから自分たちがどう町と関わっていくかということがそこには書かれていました。そういったもので、自分が大人になったとき、また今どうやって社会と関わっていくかというようなものを、漫画だったのですけれども、知っていくのもいいかなと思いました。また、地域でボランティア活動していて、太鼓をたたいていた女子高生2人が町内会の役員にならないかと声をかけられて、80歳とチームで世代間の交流を深めているという報道もありました。何かいろいろなところで驚きと羨望で問合せが殺到と、取材の申込みがどこにも来ているということだったので、玉村町も高齢者が担わなければいけないというところではなくて、若年層、中学生であったり小学生であったり、町を一緒につくっていききたいという気持ちをつくっていくことが大切かと考えますが、その辺いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 堀越議員の先ほどのお話ですけれども、そういったことが区の中でできるようなところがあれば大変すばらしいことなのかなというふうには思います。今現状の区の中でも、区長さんがいろいろ苦労しながら、中には区でホームページを持っている区もありますし、例えば南福島などは全体に若い方が多いですので、区長さんがLINEを使って情報伝達をしたりとか、それぞれやはり区長さんもいろいろ考えながらやっておられます。その辺を町として協力できることがあれば、できるだけ協力のほうはさせていただければと思っております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 地域づくりアドバイザーなどを招いて、多くの地域の住民が参加できる環境をつくっているという自治体もあると聞いています。半農半Xであったりとか、その地域の特性を生かしてその地域が活躍できると、そういった取組を玉村町としても考えていただけたらと思います。

では次に、福祉ボランティア、高齢者の居場所の担い手に対するインセンティブ制度のことなのですけれども、ボランティア活動は自主的な意思に基づいてと。地域貢献をしたいというようなことで参加しているのですけれども、担い手の声として、参加者のマンネリがあると、担い手が年々減っていく、新たな担い手がボランティアの気持ちだけではどうしても集まらない。また、新たな担い手を誘う活動費として、飲食を認めてもらえないか、活動費の中に飲食費として町から出していただけないかというような声が上がっています。受益者負担という声がありましたけれども、有料にすると俺が出してあげるからと、交流者同士での話が始まってしまったりとか、お金がかかるから行けないと、本当に来てほしい人にも来てもらえなくなってしまうということがあります。カレーを作ってみんなで食べるといったイベントを通して、新たに居場所に来てくださる方を増やすと、そういったことにも取り組んでいきたいけれども、なかなか飲食費が認められないというところで困っているといった

声が聞かれました。先ほどの答弁で、県内や他市町村でボランティアポイントのことをやっているところがあると聞いたのですけれども、具体的な方法であったりとか、効果や課題についてご存じでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

ボランティアポイントなどほかの市町村の取組なのですけれども、幾つか県内でも取り組んでいる自治体がありまして、ボランティア手帳というものを作って、それで管理をして、介護施設でのボランティアですとか、ふれあいの居場所の担い手さんの活動ですとか、あとはもっと範囲を広くして、健康教室に参加するとか、居場所に参加するとか、もっと広く見ると、健康診断、自治体の健診を受診するとかでポイントがたまると。それを現金と交換するところもあれば、その自治体だけで使えるような金券だとか、地域通貨だとか、そういったものと交換しているというような市町村がありました。効果については、ちょっとそこまでは調べてはいないのですけれども、ただ玉村町においては過去にも議会で同様のご質問いただいていたようで、また有償ボランティアとかボランティアポイントについても検討した経緯があったようです。そこでなぜ実現しなかったかというのと、その当時は介護予防に関するボランティアのみで考えていたようです。例えば玉村町でいうと、健康サポーターとか認知症サポーターとかというのがあるのですけれども、そういったサポーターの活動、それからふれあいの居場所の活動に対するそのインセンティブの導入というのを検討していたようなのですが、やはり社会福祉協議会が行っている無償のボランティアセンターとか、あとほかの課が関連するような地域のボランティアとの兼ね合い、介護予防のボランティアだけに何かインセンティブをつけるのはどうかといったところでストップしていたようです。ただ、担い手不足というのは本当に深刻な問題になりつつあると思っております、ボランティアイコール無償という概念をそろそろ捨てなければいけないのかなというふうにも思います。前提にはその人の思いから生まれる行動であるということ、もちろんそれは前提なのですけれども、そういったところでこれから考えていかなければならないことなのかなとは感じています。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） とても前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。担い手不足も何かモチベーションが上がらないのだよねといったような声も聞かれて、ゼロになってしまうとそこを一から立ち上げるというのは本当にすごい力が必要になってくると思うのです。なので、そのインセンティブ制度を検討していただけるということなのですけれども、何か具体的に検討するスケジュールであったりとか、どのタイミングで結論を出すかといったお答えをいただけますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 例えばそういったものを検討していく中で、玉村町の地域性にほかの自治体がやっていることが合うのか合わないのかというところ、どのようなインセンティブにするのか、先ほど言ったように現金なのか、自治体に限られる商品券なのかとか、あと介護予防だと介護保険料に充当するなんていう仕組みもあるようで、例えばその導入にかかる費用だとか、財源はどうするのかとか、介護予防に関するボランティアだけにするのか、全体の地域のボランティアも含めて適用するのかとか検討すべき事柄が多くあると思いますので、すぐには結論は出ないと思います。また、今の時点で具体的にどうこうというのは全くまだないので、本当にこれからふれあいの居場所の支援で職員が各居場所を回ったりとかして、そこで担い手さんのお話を聞くとか、あと健康サポーター、認知症サポーターの養成講座も定期的に行っております。その中で、そういったインセンティブ制度というのがどうなのかというようなところ、皆さんの声を聞きながら、まずそこから始めていければいいかなと思っております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。

では、4番目なのですけれども、先ほど新しく5名の担い手さんが誕生したということであったりとか、老人福祉センターのこれからの取組がとても期待が持てる、楽しそうだなと思える取組だなというふうに思いましたので、今後楽しみにしております。

では次に、子供たちを取り巻く環境問題及び社会的リスクからの保護についての質問に移らせていただきます。香害についてなのですけれども、実は今年の4月に法改正がありまして、障害者差別解消法というのが変わりました。合理的配慮の提供というのが義務化されました。この合理的配慮の提供というものが、障害のある人が社会の中にあるバリアによって、生活しづらい場合があると。障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重過ぎない範囲で対応することというのが求められています。私が相談を受けたのが主に給食のかっぱう着なのですけれども、持ち帰って自宅の洗濯物と一緒に洗濯をすると、家の中の洗濯物が全てその香りになってしまうと、1週間たってもその匂いが抜けないといったものがありました。例えば自分の自宅からエプロンを持っていくであったりとか、香りが敏感な子であったり、そういう子に対しては新しくその子のかっぱう着をちょっと用意するとか、そういったことはしていただくことができるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

給食のかっぱう着、エプロンにつきましては、学校によってその対応については様々です。今おっ

しゃったとおり、一人一人が給食エプロンを持って、個人の給食エプロンという対応をしている学校も今出始めてきております。また、給食エプロンについて、どのようなものがあるのかというところも実際に議論にもなっております。そういった中で、エプロンの匂いが心配だとそういったことがありましたら、このことについては担任の先生、あるいは保健の養護の先生、あるいは管理職の先生でもいいかと思うのですけれども、相談をしていただくと、そういった場面についての配慮は各学校でなされるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 2 番堀越真由子議員。

〔2 番 堀越真由子君発言〕

◇2 番（堀越真由子君） なかなか伝え切れないところもあるので、もしも可能であれば、その生徒さんに向けて、そういうことがあれば自分のものを持ってきていいのだよというようなことを声かけしていただけたらと思います。やはり教室にいてだけで、ちょっと髪の毛が柔軟剤の匂いになってしまったとか、やはり服に匂いがついてしまって、ちょっと体調によっては気持ち悪くなってしまったとか、そういった話も聞いています。今社会問題となっている中にマイクロプラスチックというものがあまって、柔軟剤にマイクロプラスチックを使っている商品が増えてきているということです。このマイクロプラスチック、富士山の頂上でも観測されていて、アレルギーがなかったとしても、みんな普通に肺の中に吸い込んで誰もが健康被害を被る副流煙のようなものであるというふうに認識され始めました。2023年の疫学調査では、成人の13人に1人が化学物質過敏症を発症する可能性があるとして発表されていて、厚労省からはアレルギー総論というものの中で、国民の3人に1人が何らかのアレルギー疾患を持っているといったデータがあります。本当にその香りの害だけではないのですけれども、複合汚染ということで、今子供たちの体調不良であったりとか、そういったものがこういう化学物質であるということは、何か疑いにくくなってきているのではないかなと。町の取組として、親が選ぶものですので、子供に話すだけでは不十分かと思えます。親に向けた取組であったり、あと町全体で環境について考えていきませんか、皆さんでどういうふうにしたらいいか考えていきませんかという提案を町からしていくことがちょっと大事になってくるのかなと。気づいていない方もいるという中で、そういった人体に影響があるのだなというふうに知っていただくこともとても大事だと考えるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） では、福祉課のほうから回答したいと思いますが、明確な回答でなかったら申し訳ないのですけれども、堀越議員からこういったご質問いただいたことで、ちょっといろいろ私のほうも調べてみたり、勉強してみたりはしてみたのですが、例えばそういった香りの害、香害とかそういったものが化学物質過敏症という傷病名もあるということですとか、ただそれがどういふもので、香害で言えばそれがどの程度の量で身体に影響を及ぼすのかとか、そういったところが

まだ子どももちょっとそこまで考えるに至っていないというか、まだちょっとそこまでの力がないということで申し訳ないのですけれども、そういったことでするので、現時点では今後勉強していきまして、化学物質過敏症がどういうものなのかとか、どの程度の量でどうなのだとか、そういったところもこれからひとつ勉強していかなければならないことということでとどめさせていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 2 番堀越真由子議員。

〔2 番 堀越真由子君発言〕

◇2 番（堀越真由子君） 本当に香りの害だけではなくて、様々なものからというところで難しい問題ではあるのですけれども、一つの取りかかりとして香害について町として考えていけませんかというところをお願いしたいと思います。

エナジードリンクについてなのですけれども、これは全国の養護教諭が参加した勉強会で、養護教諭から警鐘が鳴らされています。子供たちが急にハイテンションになってしまったとか、躁鬱であるとか、カフェインの量が本当に子供にとっては多いものを結構試験の前にながぶがぶ飲んでしまったりとか、あまり体にとってよくないということを知らずに摂取しているという話も聞いています。海外では、14 歳のお子さんがエナジードリンクを飲んだことで亡くなっていたりとか、日本でも19 歳の若者がエナジードリンクだけでは効かなくなってしまったので、薬を飲んでしまって、急性中毒で亡くなってしまったとか、そういったことが報道されていました。なかなか子供たちは自分で気がつくということが難しいのかなと。また、この薬物であったりとか、エナジードリンクが体に悪いのだよというだけでは、それを飲みたいと思った原因は取り除けないのかなというふうにも思っています。学校のほうでは、いろいろ子供たちからお話を聞く機会を持ってくださっているということなのですが、なかなか先生とか学校には伝えにくいという子供たちもいると思っております。子ども育成課さんのにじいろであったりとか、あと群馬県で匿名でチャットができるような制度があったかと思うのですけれども、そういったものを子供たちにお知らせしているというようなことはありますか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

4 月からこどもまんなかセンターににじいろがスタートいたしまして、小学校ですとか中学校のお子さんたちにはご相談ということで、こういうところで相談できるよということで、にじいろのカードを配布していただいているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 2 番堀越真由子議員。

〔2 番 堀越真由子君発言〕

◇2 番（堀越真由子君） 実は子供たちって、今ターゲットというか、商品を守るためのマーケットにされているという現実があると思うのです。やはりこれは大人が子供を守っていかなければ、子供

を守り切れないのかなと。ちょっと強い意志を持って、大人がちょっと注意深く丁寧に子供に伝えていく必要があるというふうに思うのですけれども、その辺もちょっとこれから考えていただけたらというふうに思っております。

最後に、違法なバイトの勧誘についてなのですが、報道にありますように、だんだん年齢が低くなっていて、この間は中学生が犯罪を犯してしまったというふうに報道されていました。闇バイトといっても、大手のバイトの掲載、バイト誌に掲載されていたと。安心して申し込んだら闇バイトであって、親に危害を加えるからと言われて抜け出せなかったとか、誰にも相談できなかったということで、捕まるまで逃げられなかったというような話も聞いています。警察のほうでは、絶対に助けるから相談してほしいとこの間テレビで言っていました。子供たちが安心して相談できる場所をつくっていくということが本当に大事だなと思うのですけれども、例えば警察を学校に呼んで、こんなことがありましたとか、劇を交えて子供たちに分かりやすく説明していくとか、そういった取組については取り組む考えはないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

各学校においては、情報モラル講習会等で警察の方を呼んで、そういったインターネットを使った犯罪とかも含めて、子供たちにはそういう情報提供をしております。その中で、子供たちが相談しやすいものというのが、実際には大人であるかどうかというところと少し疑問なところがあります。それに伴って、学校教育課としては各学校にはSOSの出し方の指導、自分がどう出したらいいかということと、それとSOSを受け取るのが先生であるということよりも友達同士になることが多いということで、友達からのSOSを受け取ったら、あなたはどうか行動したらいいかということとを踏まえて、今学校に配置しているスクールカウンセラーを活用しながら、子供たちにそういった学習を進めているところです。そういったところで、今回の闇バイトにつきましても、先生に直接自分から言うのは難しいにしても、何か様子がおかしい、どうしたのって聞かれたときに、周りの友達が気づいたことを先生に伝えたり、親に伝えたり、そういった中で、こういったことの事件、事故が防げるのかなというふうに思っています。すぐにはうまくいくかどうか分かりませんが、地道な対応をしながら、子供たちを守っていく寄り添った指導、支援ができるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 子供たちに温かい思いを寄せていただいております。本当に軽く手を出してしまったバイトで、もし万が一殺人が起きてしまうと、死刑もしくは無期懲役だというふうに警察の方がおっしゃっていました。もう一生が無駄になってしまうというところで、やはり

大人が守っていく、良心のある大人が子供たちに目をかけていく、地域で育てていくということが本当に大事ななというふうに思っています。残念ながら子供は保護する対象ではなく、消費する対象だと思っている大人が増えてしまったということは本当に悲しいことなのですが、やはり地域であったりとか学校であったりとか、みんなが子供に声をかけていくという状況が本当に大事だと思っていて、地域コミュニティーが縮小するということは、本当に防災であったりとか、いろんなところで弊害が出てくると思いますので、玉村町の地域の活性化というところで力を入れていただけたらというふうに考えるのですけれども、その辺、町長、最後にお答えいただいてもいいでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 闇バイトといいますか、子供たちだけではなくて、今の社会、生きづらさの中において、つらいとか助けてということがなかなか言えない環境があるのでしょうか。だからつながっていくということは非常に大事で、だからごちゃまぜ社会という言い方も出てきたけれども、やはりもうSNS、インターネット、AIも含めてどんどんこれ進歩はしているのだけれども、それに対する弊害をどうやって自分自身の中で、一つ何か誘われた場合、とどまる力を持てるかどうか、それには楽な関係の人間関係をつくっていくというのは非常に重要だと思うので、そういう意味においては、いい友達というか、楽な友達をまずつくって、難しい話はしなくてもいい、楽な関係をつくって、それでつらいのだよ、ちょっと悩んでいるのだけれどもみたいな形で、やはり学校でも、地域でそういうものをやっていくというのが大事なのかな。いろんな人がやはりこの町、この地域に住んでいるので、そこで相談しやすい環境を地域でつくっていくというところだと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 町の中には、子供が育って暇なのだよねという人もいて、旗振りとか、今だったらいつだって手伝いに行きたいのにとか、やはり何かしたいなと思っている町民って本当に潜在的にはいると思うので、その発掘として老人福祉センターの取組が今本当に楽しみなのですけれども、そこをモデルにして、多世代の交流とか、そういうところで町が活性化していくということを願っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後3時45分に再開いたします。

午後3時29分休憩

午後3時45分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長の許しを得ましたので、一般質問を行います。

私の一般質問、傍聴者はいつも数名。寂しい思いをしていましたが、今日は満員。うれしい話です。ありがとうございます。先輩議員として見本になるような質問という話だったのですが、あまり自信ないのですけれども、頑張っていきます。前段の話が少し長いのですが、我慢をして聞いてください。

11月17日日曜日に行われた産業祭、前日の天気予報では曇りの予報で心配しましたが、快晴で気持ちのよい天気になりました。子供や若い人も多く、少子高齢化はこの市町村の話なのかなと思うほど盛況でした。今日、傍聴に来られた小中学生、高校生もいるようですけれども、皆さんの中にも産業祭に来られた方がいるのではないのでしょうか。私は山ノ内町のリンゴを買って帰り、おいしくいただきましたが、買うのに非常に時間がかかりました。10時20分頃に並び始め、買えたのが11時40分過ぎでした。当日は天気もよく、並んでいる人たちとの話も進み、それほど苦痛を感じることなく過ごすことができましたが、それにしても時間がかかり過ぎ、来年は何とかしてほしい。

また、今年のダイヤモンド婚・金婚祝記念式典、11月22日に行われましたが、近所の人の告別式に出たため、私が文化センターの駐車場に着いたのは、式典開始後30分ほどでしたが、既に式典が終了し、参加者が駐車場から帰るところでした。まだ式典場に残っている人がいるかなと思い、小ホールに急ぎ、何とか最後のご夫妻がホールから出るところで会うことができました。そこで話をすることができましたが、20年前に作って一度も着たことのない着物を美容室で着せてもらって、髪もセットしてもらい、楽しみにして出かけてきた。でも、簡単に終わってしまったと残念そうに話していました。後で聞いたことですが、美容室には3着着物を持って行って、一番若そうなものを選んでもらい、着てきたそうです。ご主人は、七五三みたいだとうれしそうに話していました。その式典、30分そこそこ、対象者の人数が限られているとはいえ、あっさりし過ぎていると思います。人生の大きな節目の行事、来年はもっと充実して実施してほしい。

ところで、私は、今年の10月中旬、議会議員研修3日間コース、地方財政制度の考え方と自治体財政に参加してきました。滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所での研修でした。北海道から九州まで63名の参加がありました。標準財政規模や実質収支、実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率などの言葉が次々に出てきて、理解に苦しむことも多かったのですが、充実した3日間でした。参加者は非常に熱心に受講し、勤勉の人が多かった。この財政の研修に複数回参加している人も多く、自費参加の人もいた。私も頑張らなければとよい刺激を受けました。その人たちと講義終了後の懇親会に参加しましたが、いろいろなキャリアの人がいて楽しい時間を過ごすことができました。その懇親会の中で、私は、私の町では水道設備が老朽化して、その設備更新に約100億円ほどかかる。水道事業は受益者負担なので、70%水道料金が上がるのだと話したところ、「おい、待て、

まさかオーケーしたのではないだろう」と言われました。鹿児島県指宿市の市議会議員からは、「住民が全部負担、そんなことあり得ない。交付金の活用など手はたくさんある。うちの市の職員に聞いてみる」と言われました。後日連絡があり、企業債の活用で、負担軽減を図るべきとのアドバイスを受けました。町の水道料金の値上げ、国の交付金や企業債を活用し、町民の負担軽減に取り組むことを強く要望します。これから本題に入ります。

この設備更新の中で、水質改善を目的とし、浄水処理方法として無薬注方式を検討していると聞きます。現在は、次亜塩素酸を酸化剤として使用し、地下水に含まれている鉄、マンガンを除去しているが、これに対し、次亜塩素酸を使用しない無薬注方式の実証実験を行っているようです。塩素を使用しない方式とはどのようなものなのか、また、実証実験の結果はどうか。注意すべき点はないか。設備費用は従来方式と比べてどうなのか。

続いて、第2の質問、内水氾濫対策について。9月9日未明、雷雨により住宅への浸水、道路の冠水、水路内の石積みの護岸崩落、道路脇の土砂流出などの被害が発生した。この件に対し、どのような対策を実施したか、また実施する予定か。この被害発生箇所は、玉村町総合防災マップに記載されている過去に冠水被害が発生した道路や浸水被害が発生した場所と整合性があるか。総合防災マップに記載されている冠水や浸水被害の発生する危険箇所到现在までどのような対策を実施してきたか、また計画しているか。

第3の質問、利根川河川改修事業（伊勢崎・玉村工区）延長5.5キロの進捗状況について。令和5年9月、議会の一般質問で取り上げたが、そのときの回答は令和12年度以降の完成に向け、進捗を図っているとのことだった。ところが、今年10月23日の新聞に、想定していなかった埋蔵文化財が見つかったことにより、工期が4年延びて、2034年度、令和16年度完成と記載があった。さらに遅れる危険はないのだろうか。住民の安全に関わる重要な問題だ。利根川左岸の工事日程については、何度か説明を受けたが、利根川右岸の工事日程はほとんど説明がない。2034年度完成までの詳しい工事日程の説明を求める。

最後の質問です。第4の質問、森林環境譲与税は国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止などを目的に、平成31年度から都道府県及び市町村に譲与されている。玉村町にも譲与されているが、現在までに譲与された金額は幾らか。譲与税の目的に沿って使われたか。具体的にどのように使われたのか。

以上で第1回目の質問終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 傍聴ご苦労さまです。それでは、月田均議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、浄水処理の新方式である無薬注方式とはどのようなものかについてお答えします。まず、塩素を使用しない無薬注方式についてですが、現在の処理方法は塩素処理をした後、マンガン砂

をろ材としてろ過を行い、接触酸化により除去を行っております。これに対し、無薬注方式とは、地下水の中に生息する微生物の沈着浄化作用を利用して、薬品を使用せずに処理を行うものです。

次に、無薬注方式の実証実験の結果についてですが、水道法水質基準51項目全てにおいて、水道法の基準に適合しており、安定的な処理が確認されております。また、注意すべき点はないのかについてですが、微生物を利用して処理を行っておりますので、一定量の存在が不可欠であり、水質や水温の変動について注意が必要ですが、水源は深井戸であり、年間を通して安定しているため問題はないと認識しています。

最後に、従来方式と設備費用の比較についてですが、PPP／PFI導入可能性調査において、発注方式による削減効果は3%程度と見込まれていますが、個別の設備費用の比較した値は競争に支障が生じるため、差し控えさせていただきます。

次に、内水氾濫への対応は十分かについてお答えします。玉村町においては、9月9日未明の雷雨のほか、9月中に3回豪雨があり、町内各所で道路脇の土砂流出や道路の冠水の被害が発生しました。

まず、護岸崩落等の被害への対応ですが、角淵地内の県道藤岡大胡線東側排水路の石積み護岸の崩落につきましては、水路内に崩落した土砂等を撤去した後、大型土のうによる仮復旧を行いました。本復旧につきましては、本定例会において設計委託に関する予算案が可決されましたので、速やかに設計委託を行い、来年度中に本復旧工事を実施する予定であります。また、上福島地内の高橋川において多数発生した盛土部の崩れにつきましては、積み土のうによる仮復旧を行い、崩れた箇所には導水部を設置する復旧工事を発注済みであり、2月中旬に完成する予定となっております。

また、被害発生箇所と過去の冠水被害発生箇所との整合性についてですが、防災マップの作成に際しては、以前から把握していた浸水箇所及び区長、消防団への聞き取り調査を行いましたので、整合性はあると考えております。近年、全国で局地的に想定を超える降雨が多数発生しており、昭和の時代に設置された道路側溝や用排水路の能力では賄えず、道路の冠水や水路氾濫が頻繁に起きている状況であり、町も同様の状況となっております。今後の対策としましては、水路改修や新たな水路の設置が考えられますが、多額の費用が必要であり、町内全てに対応することはできない状況です。また、町で過去に実施した対策としましては、下水道事業により雨水幹線を整備し、役場周辺や玉村高校周辺及び下新田7丁目交差点付近等の冠水被害が軽減されました。今後の対策としましては、冠水被害状況を踏まえ、新たな雨水幹線整備や既存排水路の改修を計画していますが、先ほどの多額の費用が必要なことに加え、下水道事業の雨水幹線は主に大型管渠を設置する計画のため、都市計画道路の新設や道路拡幅等による水路用地が必要となり、既存排水路の改修では流下能力を高めることが困難な状況です。

次に、利根川河川改修事業についてお答えします。利根川河川改修事業につきましては、管轄している伊勢崎土木事務所に確認したところ、利根川河川改修事業（伊勢崎・玉村工区）の計画区間は国道354号下流の国管理区間の上流端から端気川合流点までの5.5キロメートルで、この事業区間

のうち、伊勢玉大橋の下流に合流する菰川放水路から玉村大橋下流までの2.6キロメートル区間の左岸側は堤防がない、もしくは低い箇所があり、事業区間の中でも最も治水安全度が低いことから、現在優先整備区間として築堤工事を実施しているとのこと。また、右岸側の下之宮地区について、築堤のための測量と詳細設計を進めているところで、設計案が出来上がり次第、来年度に地元説明会を実施するとのこと。今後は優先整備区間以外の左岸や右岸全体の測量設計を進め、埋蔵文化財調査の必要性の確認や築堤工事などの進捗を図り、併せて河道断面確保のため、高水敷等の掘削も行う予定であり、2034年度までの詳細な日程については未定となりますが、引き続き川づくり通信を定期的に発行し、情報提供をさせていただきながら、地域の安全が一日も早く確認されるよう事業を進めてまいりたいとのこと。町としまして、今後気候変動による降水量の増大や水害の激甚化、頻発化の懸念があり、住民の生命、財産保護の観点からも、河川整備は急務であると考えておりますので、早期の完成に向けて引き続き県に要望してまいります。

最後に、森林環境譲与税の活用についてお答えします。森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下、温室効果ガス排出削減目標の達成を目的として、森林整備等に必要な地方財源を確保するため、令和元年に創設されました。その財源となる森林環境税は、今年度から課税されているところでございますが、国では森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、令和元年度から前倒しして、地方に譲与しております。また、森林環境譲与税は、木材利用の促進や普及啓発、間伐や人材育成、担い手確保等に用途が限定された譲与税であるため、毎年度用途に応じた事業に充当し、残りについては森林環境譲与税基金に積み立て、後年度の事業に活用することとなります。玉村町におきましては、令和元年度から令和5年度までにおいて合計1,512万8,000円が交付され、そのうち417万6,000円が事業に充当されました。基金の残高は、令和5年度末において1,095万3,000円となっております。具体的に活用した事業といたしましては、五料地区の三本松の植樹をはじめ、町立図書館における絵本の本棚やメッセージツリーの購入、玉村小学校及び上陽小学校における木製ベンチの改修、出生時における木製フォトフレームの贈呈等となっております。今後も県産材、国産材を活用した事業や森林環境の設備等について有効に活用していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 質問順序を変えていいですか、第2質問を。4番目の質問からいきたいのですが、確かに3年ほど前に三本松を新しく植えてもらいました。ただ、今年の6月に行ってみたところ、3本中、一番北側の1本がもう枯れてきているのですよね。なぜ枯れたかということ、植えた年はよかったので、その次の年あたりから、鹿があそこの土手に、河原に出て、その鹿が枝を折ったり、木の皮を剥いだりなんかしていたのです。これは危ないなということで、去年の5月に都市建設課かな、鹿が入らないように金網をつけてもらったのですね、高さ1メートルちょっとの。それ以降、鹿が幹を

かじることはなくなったのです。何せ最初相当かじられてしまったので、大丈夫かなと思っていたら、やはり今年6月に一番北側の小さい松が枯れていたということなのです。これ当時植えてもらって、やはり芝根の人は喜んでいました。私が記憶あるのは、小学校に入ったときに、5月の飛び石連休か、あのときにそこへ行ったのです。なぜ行ったかって、先輩に聞いたら、小学校1年生の歓迎会があったと言うのです。それは何歳か上の人に聞いたのですけれども。この間川井の人に聞いて話したら、私より年が1個下の女性だったのだけれども、私も行ったと言うわけ。そこで写真を撮ったという話なのですけれども、だから私のちょっと下ぐらいまでは芝根小学校の1年生の歓迎会があったということなのですけれども、町長と私そんな年は変わらないのですけれども、町長そういった記憶がありますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 60年ぐらい前になりますよね。そうになってしまうのですよ。本当に小学校からあそこの土手を歩いて、カーブのところにあった三本松へ行ったことは覚えています。楽しかったです。非常にやはり自然を大事にするという、それから石仏があるのですか、やはりこの五料地区のあそこに住んでいたその歴史というか、いろんな思いを子供ながら感じたことを思い出しています。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私も全く同じですね。その植えた1本が枯れてしまったのですけれども、その対策は何かしてもらえますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

現地を確認させていただいて、また考えさせていただければと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひ芝根の思いをつなげてください。

では、一番最初、無薬注方式についてお聞きします。なかなかいい話ですよ。この間試飲会があったときも味はよかったという話を聞いています。私も飲んで、私は分からなかったけれどもね。いいと思うのですけれども。微生物が鉄、マンガンを取るというのはどういう原理なのか私よく分からないのです。何か分かりますか、原理。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 鉄、マンガンの除去について、微生物、鉄細菌についてです。玉村町の主な水源であります地下水、こちらに多く含まれている物質、こちらが鉄分、マンガン分ということで、こちらをまず除去するというのがこの浄水場のまず第一の難しいところです。その際に、この鉄細菌というものが非常に効果があると。もう少し分かりやすく言うと、水の中に溶け込んだ成分、鉄分、マンガン分は粒子が非常に細かく小さいものですから、通常のフィルターですと除去できないのです。ところが、この鉄細菌と混合することによって、先ほど町長からお話があったとおり、沈着浄化作用、要は鉄細菌にその鉄分やマンガン分がくっつくわけです。そうすると、それがフィルターを通すときに、それが除去できるといった方法を活用します。

◇議長（石内國雄君） 月田議員にお話しします。先ほど通告の順番でなく質問をされたのですけれども、流れの中でそういうふうになりましたけれども、議長に申立てをしていただいて、議長の許可があって初めて進めるということですので、今後気をつけていただければと思います。どうぞ。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。申し訳ありませんでした。そうですね。そのとおりです。

今の課長の話で何となく分かってきたのですが、ただ装置が今までと比べると非常にコンパクトになっていていいとは思いますが、やはりそれなりに機械的というか、メンテ的に難しい面があるのではないかと思います。機械が故障してみたり、老朽化してみたりという、そういう不安を私は感じるのですけれども、その辺に関しては大丈夫なのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） まず、危険性についてのご心配だと思います。実はこの装置、全国的に幾つもあるわけではございません。というのが、先ほど申し上げたとおり、玉村町の地下水に非常に適合した方法です。これは水を処理するに当たりまして、地下水を主な水源としているところは全国でも25%程度しかありません。また、その水質は様々で、鉄分、マンガン分を多く含んだところはさらに少なくなるということです。ただ、ご心配のとおり、やはり無薬注ということで、機械的なものを介さないときの、そういった微生物の存続なのですけれども、これにつきましては、先ほど答弁があったとおり、水温、水質、これが玉村町特性の深井戸から取水していること、こういったところで一定のそういった微生物を確保できて、またそれを増殖する装置があるということです。この微生物の方法につきましては、実はほかにはたくさんあるわけですね。ただ、それですと、かなり広い敷地が必要だったのがこれまでの方法だったのですけれども、それをコンパクトにできて、素早く浄水できるという方法が今回の検討材料になって、先日試飲していただいた方法の一つとなっております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私がちょっと気になったのは、水を噴霧していたのです、ノズルから。だから、ああいうところにゴミが詰まるとか、そういう危険性があるのかなというふうに私は感じていただけなので、その辺はまた後でいろいろ調査してください。

続いて、2番目の内水氾濫についてお聞きします。角淵の護岸工事、土のうを詰めた。今本設計を依頼しているということなのですが、具体的に私行ってみたのですが、向かって左側はもうコンクリートなのですね、流れる左岸が。右側が石組みになっているのです。その石が崩れたということなのですが、石を取ってコンクリートにするのか、それとも今までの石組みを活用してやるのか、その辺はどんなふうに考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、水路の西側については石積み、東側についてはコンクリになっていました。まず今回の豪雨でどういう仕組みで崩れたのか、その辺が分からないものですから、その辺を含めて設計を委託しまして、まず原因を確認して、どういうふうにすれば次回同じような豪雨があったときに崩れないかということを含めて設計委託をして、どういうふうに本復旧をするかということを考えることとしております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私は、もうあんな古い石垣だから、すぐ外してコンクリにすればいいかと思っていたのですが、先日もう少し下流に行ってみたのです。そうしますと、両側がまだ昔の石組みで、幅が結構二、三メートルあって、深さもすごく深くて、すごく立派な水路で、こんな水路が今頃現役で動いているかというので一つ驚いたのですけれども、驚くと同時にこれはなかなかすばらしい水路だと思ったのです。できれば今のものを活用してもらいたいと思うのですが、生涯学習課長に聞いたのですけれども、あそこの角淵の水路、八幡宮ですか、そこら辺まで続いているのですね、石組みが。なかなかいいものなのですが、見たことありますか、生涯学習課長。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） 多分見たことがないかなと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 一度行ってみて、なるほどなと思ってもらえれば私はいいかなと思います。

そうすれば、あれを残して何とかやったらどうかという気ができるかもしれない。そこをもう一度よく見てもらいたいということで、それで設計してください。

もう一つ、上福島の高橋川の対応なのですが、あそこの道が崩れたところ以外に長さ150メートルぐらい西から東に水が流れているのですけれども、何か所も同じような場所が見られるのですけれども、その辺はどんなふうに直す予定なのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

上福島のほう水路がないものですから、雨が降ったその雨水が道路を伝わって、高橋川のほうに流れ込んだと。流れ込む際に、均等に流れていれば崩れることなかったのでしょうけれども、弱いところ、へこんでいるところ、そういったところに多くの水が流れてしまったために、そういったところが数か所にわたって土がえぐられてしまったと。今回につきましては、まず仮復旧として、その水の道となっているところに同じように水が行かないように土のうを積んで、そこを守ったと。本復旧につきましては、その弱いところにコルゲート管という半分に切ったパイプのようなもの、それを設置して、土をえぐらずにそこを通して川のほうに流れるような復旧をする予定でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私もそういう対策をするのかと思って見たのですが、あそこの水路に行ってみますと、コンクリートブロックが2段に積んであるのです。下にずっと1メートルくらいあるコンクリートが積んであって、またもう一段積んであると。さらに、その上が土なのです。水が増えたときは、その下のコンクリだけではなくて、上の土のところまで水が行っているのです。何か見ると、部分的にプロがやったのではないような石垣が何か所もあるのです、石が詰めてある。プロにしては下手だなと、でもアマチュアにしては上手だなと思って見ていたのですけれども、そうしたところ、近くに住んでいる80ぐらいの女性の方が、あそこに入って、石垣を組んでいると言うわけです、ずっと前から。となると、もうコンクリートブロックが2段あるけれども、本来ならば3段積まなければいけなかったものではないかなというふうに私は感じたわけ。となると、今課長が話したように、部分的に水路を造るということではなくて、全般的にもう一度全体を見直したほうが私はずっといいというふうに感じたのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、それが一番いい方法だと思います。ただ、莫大な金額がかかりますので、

今回につきましては、取りあえずは来年も同じような豪雨があったときに対応できるような形ということでやっています。また、以前もコルゲート管というのは使って、既に高橋川の数か所に設置されていて、そこについては今回のような被害がなかったものですから、取りあえずはコルゲート管を設置して、また様子を見てみると。おっしゃるとおり、3段積んだりとか、それが一番いいのだと思いますけれども、費用の関係から今回についてはコルゲート管で水を導くというような計画をいたしました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） それも分かりますけれども、今石垣を素人が組んでいるところが相当数あると。その石垣も崩れそうな感じがあるのだけれども、あの辺のところは改善する予定はないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

ちょっとその場所のほうを私は確認できていませんので、また教えていただければ、現場のほうを見させていただきたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） あと、玉村高校の南の道路が冠水したという話が出ていましたけれども、私の記憶では、もう七、八年前、あそこの水路は大々的に何か修理したという記憶があるのですけれども、その改善したものが不十分だったということになるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 玉高周辺の冠水についてです。議員がおっしゃるとおり、十数年前ですか、蛭堀改修、こちらのほうを実施いたしまして、流下能力を高めました。そのときの下水道の計画としまして、やはり流下能力を高めるということで、当時より量を流して処理するということことができました。ところが、先日9月9日の大雨、計画水量、前橋市の气象台で確認して、当時時間当たり61.7ミリといった降雨強度に対しまして、恐らくそのときさらに強い雨が降ったというところ、それと町長からの答弁で申し上げたとおり、全部の区域が雨水計画に沿って管渠の敷設ですとか、そういったことがまだ完成しておりませんので、どうしても玉高周辺の蛭堀にかかる負担というのがやはり全て解消できていないという状況で、一部冠水してしまったという状況でございます。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） となると、今後対策する予定はあるのですか、そのところは。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 今後の予定です。やはり下水道事業の中で水を排水するには、先ほどこから雨水幹線、かなり大きな暗渠を入れるようになります。計画では、今の道路内に入れるようなことも考えてはいるのですが、やはり地下埋設物ですとか、それから放流先の河川、滝川とかいろいろな河川、こちらのほうの河床の高さもいろいろございます。そうしたときに、かなりの費用を投入するということもありますので、現在そちらの雨水事業については停滞してしまっているということです。ただし、そういった用地が確保できるような、道路が新設または拡張、文化センター周辺のように調整池が造れるような場所があれば、そういったものを再開するということになろうかと思います。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） すみません、もう一度角渕の排水路について、ちょっと戻って質問させてください。私がなかなか産業遺産として面白いのではないかというふうに感じたのは、皆さんも知っているのですけれども、板井の利根川にレールの組合せがあると思うのですね、利根川に水があまり来ないように。昔の鉄道の線路を組み合わせで、水が来ないように造ったりしたところが2か所あって、それを見ていたら、平成24年に土木学会選奨土木遺産というふうになって登録されているということなので、角渕のあそこもこれに相当するいいものではないかと私は思っているのです、それはぜひ参考にしながら研究してください。以上です。

では、最後、利根川の河川改修ということで、2034年までにやると、だけれども、未定というか、細かい工事は未定という話で、私はもう少し細かく出してもらえと思ったのですが、それに沿ってやるということで理解していきたいと思いますが、なぜ私が気にしているかというと、この川づくり通信というものは7回出ているのです。この中で一番影響を受けるのが、実は下之宮なのです。下之宮の一番東側は私の家の親戚なんかがあるのだけれども、土手の当然こちらにあるのが、これが新しい工事になると、土手の外側、利根川の中になってしまうということで、そのうちが全部で4軒ぐらいあるのではないかと思っているのです。だから、そういう人、あとは南玉も1か所あります。利根川の外側になってしまううちが。そういった家の方からいつ頃までなのって話をよく聞くのです。それに対して、なかなか埋蔵文化財が出たとかそういう話ばかりで、少しも話が進んでこないということで、私は心配になって今日質問した。でも、やはりこれも細かいものは出せないで、取りあえず2034年度までには完成するという話だけだったのですが、そういうものはもっと細か

くは出せないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

こちらは、群馬県の事業になりますので、伊勢崎土木事務所のほうに確認をしたところでございます。先ほど議員のおっしゃった右岸の下之宮の辺り、この辺につきましては町長の答弁にもございましたように、現在築堤、堤防を造るための測量と詳細設計を進めていると。その設計のほうが出来上がり次第、来年度には地元説明会を実施する予定であると。今の段階ですと、土木事務所の答えはこういうものでございました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 地元説明会というのは、基本的に下之宮とかあの辺を中心にやられるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

それにつきましては、やはり土木事務所のことなので、ちょっとはっきりは分からないのですが、聞いた限りでは地元説明会というような回答をいただいております。また、川づくり通信につきましては、年明けの 1 月頃にまた出るということで、議員もお持ちになっている前回の 7 番ですか、7 番の次の一番下のほうに書いてありますので、その辺で何か連絡があるのかもしれないというふうに考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 分からないことがいろいろ分かってきたのでいいです。

では、私の質問は以上で終わります。

○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日 12 月 3 日火曜日は午前 9 時から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 2 5 分散会